

2025年8月12日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス 代表 者名 代表 取締役社長 楠元 健一郎 (コード 7918、東証スタンダード市場) 問い合わせ先 常務執行役員経営推進本部長 羽根 英臣 電話番号 03-5155-6801

# 第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行、 定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、2025 年8月 12 日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、次の①から⑦までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① グロースパートナーズ株式会社(以下「グロースパートナーズ」といいます。)が管理・運営するファンドである GP 上場企業出資投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」といいます。)に対し、総額 1,500,000,000 円のE種優先株式を、第三者割当の方法により発行すること(以下「本優先株式第三者割当」といいます。)
- ② 割当予定先に対し、第 28 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、第三者割当の方法により発行すること(以下「本新株予約権第三者割当」といい、本優先株式第三者割当と併せて「本第三者割当」と総称します。)
- ③ 2025年9月30日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、(i)本第三者割当、(ii) E種優先株式の発行に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)、及び(iii) グロースパートナーズが指名する者2名を取締役に選任する件を付議すること(なお、詳細については、本日付の当社リリース「臨時株主総会及び種類株主総会の開催並びに付議議案の決定に関するお知らせ」をご参照ください。)
- ④ 2025 年 9 月 30 日開催予定の普通株式の株主を構成員とする種類株主総会に本定款変更を付議すること、 並びに、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする種類株主総会への定款変更に 関する目的事項の提案を行うこと
- ⑤ E種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件として、資本金及び 資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること(以下「本資本金等の減少」といいま す。)
- ⑥ E種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件として、当社のC種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づき、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合が保有するC種優先株式750株を取得すること(なお、詳細については、本日付の当社リリース「C種優先株式の一部取得に関するお知らせ」をご参照ください。)
- ⑦ 野村證券株式会社が保有する当社の第26回新株予約権34,500個及び第27回新株予約権40,000個の全部をこれらの新株予約権に係る取得条項に基づき取得し、消却すること(なお、詳細については、本日付の当社リリース「第26回、第27回新株予約権の取得および消却に関するお知らせ」をご参照ください。)

# I. 本第三者割当について

# 1. 募集の概要

# (1) E種優先株式

1	<u> </u>	2025年10月3日			
2	払     込     期     日       発     行     新     株     式     数				
		E種優先株式 1,500 株			
3	発 行 価 額	1株につき 1,000,000円			
4	調達資金の額	1,500,000,000円			
(5)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、GP 上場企業出資投資事業有限責任組合に、			
	(割当予定先)	全てのE種優先株式を割当てます。			
6	普通株式の	83 円			
	転 換 価 額				
		E種優先株式の主な内容は以下のとおりです。詳細は別紙1「E種優			
		先株式発行要項」をご参照ください。			
		① 優先配当			
		E種優先株式の優先配当率は、年 3.0%に設定されており、E種			
		優先株主は、C種優先株主と同順位、またD種優先株主及び普通株			
		主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度におい			
		て、E種優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌			
		事業年度以降に累積します。E種優先株主は、当該優先配当を超え			
		て配当を受け取ることはできません。			
		② 残余財産の分配			
		当社が残余財産を分配するとき、E種優先株主は、C種優先株主			
		と同順位、またD種優先株主及び普通株主に優先して残余財産の分			
		配を受け取ることができます。なお、E種優先株式1株当たり			
		余財産分配額は、払込金額についてE種優先株式の発行日から取得			
		日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金			
		額から、支払済の優先配当金相当額(支払日から取得日までの期間			
(7)	そ の 他	の優先配当率を適用し、複利計算して調整した額)を控除した金額			
		とし、発行会社の分配可能額を限度としております。			
		③ 普通株式を対価とする普通株式取得請求権			
		E種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されて			
		います。別紙1のE種優先株式に係る発行要項において、E種優先			
		株主は、E種優先株式の発行日の1年6か月後の応当日(2027年4			
		月3日)以降いつでも、当社の普通株式を対価としてE種優先株式			
		の全部又は一部を取得することを、当社に対して請求できることと			
		しています。なお、普通株式への転換に際して交付される株式数			
		は、下記基準価額を下記転換価額で除して算出される株式数としま			
		す。			
		(基準価額)			
		払込金額についてE種優先株式の発行日から取得日までの期間の			
		優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済			
		の優先配当金相当額(支払日から取得日までの期間の優先配当率を			
		適用し、複利計算して調整した額)を控除した金額			
		(転換価額)			
		転換価額:83 円(かかる転換価額は本取締役会の直前取引日			

(2025年8月8日) までの直前16取引日の東京証券取引所における 当社普通株式の終値の単純平均値(117.6円)の70%に相当する金額です。)

#### ④ 金銭を対価とする取得請求権

E種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されています。別紙1のE種優先株式に係る発行要項において、E種優先株主は、いつでも、当社に対して、金銭を対価としてE種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとしています。なお、この金銭を対価とする取得請求権が行使された場合の償還価額は、払込金額についてE種優先株式の発行日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額(支払日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算して調整した額)を控除した金額とし、発行会社の分配可能額を限度としております。

但し、割当予定先及び当社の間の 2025 年8月 12 日付引受契約書(以下「本引受契約」といいます。)において、割当予定先は、上記にかかわらず、E種優先株式の払込期日から3年後の応当日(2028年10月3日)まで、金銭を対価とする取得請求権を行使しないものとする(但し、当該応当日以前であっても、本引受契約に定める一定の場合にはこの限りではない。)旨が定められています。かかる権利行使の制限の詳細については、下記「6.割当予定先の選定理由等(2)割当予定先を選定した理由」をご覧ください。

#### ⑤ 金銭を対価とする取得条項

E種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されています。別紙1のE種優先株式に係る発行要項において、E種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項は、E種優先株式の発行日の6年後の応当日(2031年10月3日)以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、E種優先株式の全部又は一部を取得することができることとしています。なお、この金銭を対価とする取得条項によりE種優先株式を取得する場合の償還価額は、払込金額について、E種優先株式の発行日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額(支払日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算して調整した額)を控除した金額とし、発行会社の分配可能額を限度としております。

# ⑥ 議決権及び譲渡制限

E種優先株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

なお、本優先株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力 発生、本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認及び本定款 変更に係る議案の承認、並びに、普通株式、C種優先株式及びD種優 先株式それぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会にて本定款変 更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

(注) 金銭を対価とする取得条項はE種優先株式の発行日の6年後の応当日(2031年10月3日)以降に発動可能となります。この点については、割当予定先から、下記「6.割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(E種優先株式を転換することにより交付を受ける当社普通株式を売却する際における投資資金の回収)を目的としていることから、取得条項の発動可能時期を想定される投資期間を踏まえたものにしたいという提案がありました。当社としても、普通株式対価の取得請求権が行使されることは財務基盤の強化、資金繰りの安定化に資するものであり、これを否定すべき特段の事情はないため、合意しました。

#### (2) 第28回新株予約権

1)	割当	日	2025年10月3日
2	発行新株予約	<b>雀数</b>	181,000 個
3	発 行 価	額	総額 12,670,000 円(新株予約権 1 個当たり 70 円)
4	当該発行に。 潜 在 株 式		潜在株式数:18,100,000 株(新株予約権1個につき 100 株)
(5)	調達資金の	額	1,514,970,000 円 (注) (内訳) 新株予約権発行分 12,670,000 円 新株予約権行使分 1,502,300,000 円
6	行 使 価	額	83 円
7	募集又は割当	方法	第三者割当の方法によります。
8	割 当 予 定	先	GP 上場企業出資投資事業有限責任組合
9	そ の	他	詳細は別紙2「第28回新株予約権発行要項」をご参照ください。 なお、本新株予約権第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力 発生及び本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認及び本定款 変更に係る議案の承認が得られること、並びに、普通株式、C種優先株 式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会に て本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

(注) 本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、資金調達の額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

#### 2. 本第三者割当の目的及び理由

#### (1) 本第三者割当の経緯・目的

当社グループは、「心が響き合う価値の創造」を企業理念とし、顧客のニーズに応える新しい価値を提供することに取り組んでおり、お客様、株主の皆様など、すべてのステークホルダーにとって信頼される企業を目指しております。当社グループの事業領域である外食サービス事業において、「やきとりの扇屋」、「日本橋紅とん」、「魚や一丁」、「パステル」など多様なブランドを展開しながら、安心安全で高品質なお料理と顧客ニーズに即したサービスを通じて、お客様の暮らしを豊かにすることを目指しております。

当社は、1948 年に印刷会社として設立されました。2001 年に「備長扇屋」のエリアフランチャイジー権を取得し、意欲的な店舗出店を開始しました。その後、2004 年に株式会社扇屋コーポレーションの全株式を取得し、外食サービス事業の拡大と基盤の強化を図ってまいりました。2013 年には、印刷事業を売却し、外食サービス専業の企業へと転換しており、2025 年8月12日現在、36都道府県に30ブランド、約300店舗を展開しております。

当社グループは、2010 年以降、低価格競争をはじめとするデフレ傾向や、中食業界を含めた他業種の参入や顧客ニーズの変化による顧客獲得競争の激化、長引く人手不足による人件費の上昇、物流費の上昇や天候不順による原材料費の高騰等により、厳しい経営環境が続く中、「既存店の再成長とコスト削減」を基軸として、現場第一・原点回帰・人財育成を戦略方針に掲げて各種施策に取り組んだことで、コスト削減等による収益改善が進みました。しかしながら、2020 年2月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や店舗休業の実施等により急激に売上が減少し、2021 年3月期第3四半期決算において親会社株主に帰属する四半期純損失3,889百万円を計上したことで2,673百万円の債務超過となりました。当社は産業競争力強化法に基づく事業再生ADR手続を申請し、2021年4月20日に成立しました。これにより、C種優先株式及びD種優先株式の第三者割当による発行と劣後ローン借入が実施され、資本と財務体質の改善を果たし、債務超過を解消いたしました。

また、当該事業再生 ADR 手続において承認された事業再生計画に基づき、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指しました。その一環として、事業アセットの絞り込みや本部・現場の生産性向上、顧客中心の店舗開発という再成長軌道に向けた事業の仕組みを見直し、「やきとりの扇屋」「日本橋紅とん」等の小型で専門性の高い居酒屋や「パステル」等のレストラン業態を中心に展開するとともに、コア事業である「扇屋」の改革を進めました。

2023 年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)上の位置づけ変更以降、経済活動は正常化しましたが、世界的な物流の混乱や国際紛争等の影響を受け、物価やエネルギーコストの上昇は依然として続いております。また、外食業界においても、消費者の行動や心理が大きく変化しており、働き方や生活パターンが多様化する中、来店時間や利用人数の変化、外食控えといった課題に対応することが求められており、経営課題が多様化・複雑化しております。

かかる事業環境下において、当社グループは、2023 年3月期より、「提供品質へのこだわり」「人財再構築」「オペレーション改革」を3本柱とした3ヵ年の経営戦略『未来計画』を策定し、まずは各業態のメインアイテムの品質向上とそのための技術の再構築という「本質回帰」に徹底して取り組んでまいりました。その上で、コストを始めとした新たな構造変化に対応し、継続的に収益を生み出すための構造改革、修繕を含めた既存店舗のリフォームやリニューアル、ランチタイムとディナータイムで提供商品の異なる業態や異なるブランドを併せたダブルネームでの業態等の新しい店舗業態の開発、これまでの大型店舗から専門店や小型店舗の強化へのシフト、変革に挑戦する組織風土改革、経営システムの改修等の施策に取り組み、これまでに培ってきた当社グループの強みの再構築と投資回収モデルのベースアップを図ってまいりました。これらの取り組みの結果、2025年3月期の連結業績は、売上高17,373百万円、営業利益198百万円、経常利益122百万円となり、2期連続で経常黒字を達成いたしました。

当社グループは、これまでの構造改革の取り組みを通して、また、足元の状況からも、これまでの黒字化達成に向けた再生フェーズから再成長という次のフェーズに歩みを進めております。この再成長フェーズにおきましては、これまで取り組んできた収益構造の更なるブラッシュアップを継続していくための体制の安定化を進めていきます。加えて、これまで適正な規模に向けたリストラクチャリングが中心だった店舗戦略を、新規出店による再拡大へ転換します。また、再成長に向けてのリモデル新業態や新コンセプトの業態展開にも着手します。また、コスト高に対応した調達力の一層の強化、DXによる新経営システムへの移行という各種施策に取り組んでまいります。

こうした認識のもと、当社は 2025 年度より、新たな中期経営戦略『未来計画 Next』を始動しております。 2025 年8月 12 日付で『未来計画 Next』の内容を含む『中期経営計画 2028』を公表しましたが、『未来計画 Next』では、「収益構造モデルの再設計」「業態モデルの再定義」「人財総活躍モデルの進化」という3つの重点戦略を掲げ、収益基盤の強化と成長戦略を両立する「新しいビジネスモデルへの大胆な転換と投資」を進めております。かかる戦略の実行を通じて、構造改革から得た成果を持続可能な成長へとつなげ、事業・財務の両面から企業価値の向上を目指してまいります。

さらに、今後急速に加速する国内の人口減少やコスト構造の大幅な変化、消費者の節約志向や外食需要の多様化といった動向を見据えると、外食産業は今後一層、海外への展開力、新たな事業開発力が求められ、その結果、業界再編が進むと予想しており、積極的な M&A 戦略が企業成長の鍵の一つになると考えております。従いまして、改めて M&A の推進と海外開発力の構築を重要な経営戦略に位置付けて、実行に向けて組織体制の強

化を図ってまいります。

こうした中、2025 年 5 月頃、グロースパートナーズから、当社の成長戦略の策定、マーケティング、オペレーション改善、M&A 推進、IR 強化等に加え、通常のコンサルティングサービスにとどまらないハンズオン型業務支援と資金支援の提案を受けました。グロースパートナーズの代表取締役を務める古川徳厚氏は、以前から、当社のコーポレート企画部門と業務上の意見交換を定期的に行ってきた中で、今回の提案に至りました。

その後、コーポレート企画本部管掌で取締役兼常務執行役員を務める関川周平氏を中心に継続的にグロースパートナーズとの間で情報交換を重ね、具体的な業務支援及び資本調達について協議してまいりました。古川氏は、大手コンサルティング会社、プライベートエクイティファンドにおいて多くの上場企業の支援実績を持っているとともに、グロースパートナーズは2023年10月のファンド事業開始以降、既に複数の上場企業に対して株式、新株予約権等を通じて出資し、事業上のハンズオン支援を行ってきた実績を有していることから、グロースパートナーズ及び古川氏の知見を当社グループの成長戦略や改善活動に活かしていただくことは、施策精度の向上につながり、企業成長のスピードを早めることとなると確信しております。

一方で、財務面においては、既発行の優先株式の配当負担が重く、将来的な償還資金の準備も必要となってまいります。上記の成長施策実現のための資金調達をスムーズに行っていくうえでも、新たな資本デザインを構築すべきタイミングにもあります。グロースパートナーズからの資本調達の提案は、C種優先株式の一部償還を併せて実施することで、配当負担の軽減につながり、かつ資本の充実も図ることができます。また、成長に向けた投資資金・M&A 資金の確保も実現いたします。このように、グロースパートナーズからの提案は当社の財政状態、資金ニーズに適合的であり、かつ調達の実施時期の点においても望ましかったため、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先に対する第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行を進めることといたしました。

そのため、当社は、2025 年8月12日付で、グロースパートナーズとの間で事業提携契約(以下「本事業提携契約」といいます。)を、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先との間で、割当予定先に対してE種優先株式及び本新株予約権を発行することを内容とする本引受契約を締結することといたしました。本事業提携契約に基づき当社グループがグロースパートナーズから受ける支援の概要は以下のとおりです。

ア 成長戦略策定支援、事業計画策定支援及び新規事業提案

- イ M&A案件の紹介、及びターゲットをリストアップした上での能動的なアプローチに係る提案
- ウ 市場環境や競合状況を踏まえたターゲット設定と価値訴求ポイントの明確化、及びブランディング強化 に向けた提案
- エ AI・DXツール導入による自動化を含む、業務オペレーション効率化に向けた提案
- オ IRに関するアドバイスの提供、IR支援、投資家の紹介
- カ 上記以外の、当社及びグロースパートナーズが別途合意する業務

本第三者割当を通じた資金調達により当社の更なる成長と安定的な財務体質の構築を実現します。また、グロースパートナーズからの本事業提携契約に基づく支援を得て、持続的な成長のための諸施策の検討及び着実な実行を積極的に推進します。これを通じて経営の一層の安定化と企業価値の向上を図ることにより、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

# (2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、既発行優先株式に係る配当負担の軽減による財務体質の改善、並びに、中期経営戦略『未来計画 Next』で掲げた「新しいビジネスモデルへの大胆な転換と投資」、及び業界再編を見据えた積極的な M&A による事業拡大のための資金の確保に向けて、さまざまな資金調達手法を検討して参りました。

その過程において、一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしましたが、いずれも資金 調達額の十分性、確実性の観点から、現時点の当社にとっての最適な資金調達手法とは言えないと判断いたし ました。また、安定的な財務体質の構築を目指す上では、金融機関からの借入れや社債発行などによる負債性 の調達のみでは望ましくないと考え、まずは資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いた しました。 本第三者割当においては、普通株式による第三者割当増資にて資金調達した場合に想定される即時の株主構成の変化が当社の安定した事業運営に与える影響も勘案し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことが無い E種優先株式 (総額 1,500 百万円)、及び段階的に行使が行われることにより株価へのインパクトの分散化が可能となる本新株予約権 (総額 1,514 百万円) により調達することといたしました。

#### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

## (1) 調達する資金の額

	1	払 込 金 額 の 総 額	3,014 百万円
ſ	2	発行諸費用の概算額	18 百万円
Ī	3	差引手取概算額	2,996 百万円

- (注) 1 払込金額の総額は、E種優先株式の払込価額総額1,500,000,000円、本新株予約権の払込金額の総額12,670,000円及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額1,502,300,000円を合算した金額であります。
  - 2 本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
  - 3 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、E種優先株式及び本新株予約権に係る価値評価費用、 並びにその他事務費用(有価証券届出書作成費用、登記関連費用及び臨時株主総会開催費用等) の合計であります。
  - 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

# (2) 調達する資金の具体的な使途(E種優先株式)

	具体的な使途	金額	支出予定時期
1	新規出店投資	300 百万円	2025年10月~2027年3月
2	生産性向上投資	100 百万円	2025年10月~2027年3月
3	C種優先株式の償還	787 百万円	2025年10月
4	事業拡大のための M&A	295 百万円	2026年1月~2031年3月

- (注) 1 当社は、本取締役会において、E種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件として、2025年10月3日付で、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ750,000,000円減少してその他資本剰余金に振り替えることを決議しております。
  - 2 上記①、②及び④の資金については、実際に支出するまで、銀行口座にて管理いたします。

# (3) 調達する資金の具体的な使途(第28回新株予約権)

	具体的な使途	金額	支出予定時期	
4	事業拡大のための M&A	1,514 百万円	2026年10月~2031年3月	

(注) 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、銀行からの借入金等により充当することを検討いたします。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のと おりです。

# ① 新規出店投資

都市圏への出店を強化することで収益力の拡大を狙っており、当社グループ直営店における新規出店の投資資金として2027年3月までに300百万円を充当する予定です。出店業態は「やきとりの扇屋」、

「日本橋紅とん」等を予定しており、2027年3月までに4店舗分の出店資金として充当予定です。なお、その他、自己資金又は金融機関借入による出店も予定しております。

# ② 生産性向上投資

収益構造改革を進めるにあたり、顧客体験向上や効率性を高めるためのシステム改修、店舗調理設備等の投資資金として、2027年3月までに100百万円を充当する予定です。具体的には、会員アプリの改修や店舗での串焼きの調理補助となる機材の導入などを想定しております。

# ③ C種優先株式の償還

発行済C種優先株式1,500株のうち、750株の取得資金として787百万円を充当する予定です。これにより、配当負担の軽減が見込まれます。

上記のC種優先株式の取得価額は、当社の定款の定めに従い、以下のとおり算出しております。

1株当たりの取得価額=基本償還価額(以下の算式によって算出される。) - 控除価額(以下の算式によって算出される。)

#### (基本償還価額算式)

基本償還価額=1,000,000円× (1+0.085) m+n/365

C種優先株式の発行日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。

#### (控除価額算式)

控除価額=償還請求前支払済優先配当金× (1+0.085) x+y/365

「償還請求前支払済優先配当金」とは、C種優先株式の発行日以降に支払われたC種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。)の支払金額とする。償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。

#### 事業拡大のための M&A

1,809百万円は、M&A待機資金とし、2031年3月末日までに当社グループの事業拡大に資するM&Aに充当する予定であります。

但し、現時点において、M&Aの具体的な内容及び金額については未定であり、M&Aよりも効果的な投資への切替えも柔軟かつ機動的に検討しながら、仮に2031年3月末日までに未充当額が生じた場合、借入金(既存の借入金ではなく、当該借入金の借換え等を行った場合の新たな借入金など、今後新規に行う借入金を想定しております。)の返済に充当する予定であります。

当社は、これまで、株式会社扇屋コーポレーション(現 株式会社扇屋東日本、株式会社扇屋西日本)、株式会社エンゼルフードシステムズ(現 株式会社フードリーム)、株式会社ウィルコーポレーション(現 株式会社一丁)、株式会社紅とん、株式会社一源、「パステル」の飲食店部門等のM&Aを行っておりますが、現在、これらの企業はいずれも当社グループにおける主要な事業会社となっております。特に「やきとりの扇屋」、「日本橋紅とん」については、当社グループ傘下において大きく店舗数と収益規模を拡大することができました。

今後も既存業態の新規出店の強化に加えて、国内・海外の外食事業やそれに関連する事業体のM&Aにより当社グループに参画した企業の成長を支援することで、当社グループの企業価値向上を目指して参ります。

具体的には、既存外食事業とのシナジーが働く業態を対象としており、その後の店舗展開余力、新たなライフスタイルとの親和性、人財の充実度等を考慮して検討してまいります。また、コストコントロールの強化や原料調達の安定化等を目的として、国内外で既存事業のバックアップ機能となる事業(例えば原料生産事業、食材調達事業や加工事業等)も対象として検討してまいります。地域は国内の都市圏または北米・アジア圏を対象としております。規模感としては1件につき数店舗から数十店舗の案件を複数実施する想定です。

上記のとおり、現時点で具体的に検討しているものはありませんが、有望な案件が出てきた際に、機動的に執行することができるようにするためにも、前もって資金調達を行うものであります。本第三者割当により調達する資金を充当する案件が決まりましたら、適時開示を行います。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2.本第三者割当の目的及び理由 (1)本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の中期的な利益にも資するものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

# ① E種優先株式

当社は、E種優先株式の発行条件の決定にあたって、公正性を期す目的で、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:山本 顕三、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以下「赤坂国際会計」といいます。)に対して、E種優先株式の価値算定を依頼し、同社より2025年8月12日付でE種優先株式の価値算定書(以下「本優先株式算定書」といいます。)を取得しております。

赤坂国際会計は、E種優先株式の株式価値算定にあたって、E種優先株式の発行要項その他の諸条件を考慮し、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用して、本優先株式の価値を算定しております。また、赤坂国際会計は、E種優先株式の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日(2025 年8月8日)の市場環境等を考慮し、当社の株価(本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価)、ボラティリティ(44.2%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(1.1%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、E種優先株式の公正価値を算定しております。本優先株式算定書において、2025 年8月8日を基準として算定されたE種優先株式の価値は、E種優先株式1株当たり978,000円~1,005,400円となっております。

E種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求における転換価額につきましては、83 円と決定い たしました。これは、本取締役会の直前取引日(2025 年8月8日)までの直前 16 取引日の東京証券取引 所における当社普通株式の終値の単純平均値(117.6円)の70%に相当する金額です。基準となる価格に ついて、当該直前取引日の終値ではなく、当該単純平均値を採用した理由は、足元の株式市場は、取引 日によっては国際情勢などのマクロイベントによりボラティリティが急激に高まることがあることから、 直前取引日の終値という特定の取引日の株価より、一定期間の平均株価という平準化された値を参照す るほうが適切であると考えたためです。また、当該平均値の 70%に相当する金額とした理由は、当社の C種優先株式 750 株 (2025 年 8 月 12 日現在、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合がC種 優先株式 1,500 株を保有していますが、当社は、本取締役会において、2025 年 10 月 3 日をもって、E種 優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件として、C種優先株式に付 された金銭を対価とする取得条項に基づき、同組合が保有するC種優先株式 750 株を取得することを決議 しております。)及びD種優先株式 3,170株(当社の自己株式を除いた株式数です。)について普通株式を 対価とする取得請求権が行使され、普通株式に転換した場合には、最大で 30%を超える価値の希薄化が 生じる可能性などを考慮し、時価から一定のディスカウントを付与することとしたためです。一方で、 上記のとおり、当社は独立した第三者算定機関からのE種優先株式の株式価値算定書を入手しており、 その結果から、発行条件は合理的な水準と判断しております。また、本第三者割当により調達した資金 で優先配当率の高いC種優先株式の一部を償還すると共に、再成長に向けた施策に資金を投じることが、 既存株主の皆様にとって中期的に利益をもたらすと判断しております。なお、この転換価額は、本取締 役会の直前取引日(2025 年8月8日)における当社普通株式終値 119 円に対して 30.3%のディスカウン トです。

当社は、割当予定先との間で、E種優先株式の内容について、慎重に交渉及び協議を重ね、本優先株

式算定書の算定結果や当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、E種優先株式の発行条件を検討いたしましたが、E種優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、E種優先株式の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、念のため、本臨時株主総会で、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員も、E種優先株式の払込金額に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計によるE種優先株式の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額レンジ内の金額であるE種優先株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないと判断しています。

#### ② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した赤坂国際会計に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2025 年8月12日付で本新株予約権の価値算定書(以下「本新株予約権価値算定書」といいます。)を受領いたしました。

赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日(2025年8月8日)の市場環境等を考慮し、当社の株価(本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価)、ボラティリティ(44.2%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(1.1%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、本新株予約権の公正価値を算定しております。

本新株予約権の行使価額につきましては、83 円と決定いたしました。これは、本取締役会の直前取引 日(2025年8月8日)までの直前16取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値 (117.6円)の70%に相当する金額です。基準となる価格について、当該直前取引日の終値ではなく、当 該単純平均値を採用した理由は、足元の株式市場は、取引日によっては国際情勢などのマクロイベント によりボラティリティが急激に高まることがあることから、直前取引日の終値という特定の取引日の株 価より、一定期間の平均株価という平準化された値を参照するほうが適切であると考えたためです。ま た、当該平均値の 70%に相当する金額とした理由は、当社のC種優先株式 750 株 (2025 年 8 月 12 日現 在、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合がC種優先株式1,500株を保有していますが、当 社は、本取締役会において、2025 年 10 月 3 日をもって、E 種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先 により実行されていることを条件として、C種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づき、 同組合が保有するC種優先株式 750 株を取得することを決議しております。) 及びD種優先株式 3,170 株 (当社の自己株式を除いた株式数です。) について普通株式を対価とする取得請求権が行使され、普通株 式に転換した場合には、最大で 30%を超える価値の希薄化が生じる可能性などを考慮し、時価から一定 のディスカウントを付与することとしたためです。本第三者割当により調達した資金で優先配当率の高 いC種優先株式の一部を償還すると共に、再成長に向けた施策に資金を投じることが、既存株主の皆様 にとって中期的に利益をもたらすと判断しております。なお、この行使価額は、本取締役会の直前取引 日(2025年8月8日)における当社普通株式終値119円に対して30.3%のディスカウントです。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格(70円)を本新株予約権価値算定書における本新株予約権の価値と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員も、本新株予約権の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当

予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額と同額の本新株予約権の払込金額は本新株予約権割当予定先に特に有利でなく、適法であると判断しています。

# (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

E種優先株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、E種優先株式の全部についてこの取得請求権が行使された場合、普通株式 18,072,289 株が交付され、その議決権数は180,722 個となります(2025 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 45,634,213 株に対する比率は39.60%、議決権総数 456,151 個に対する比率は39.62%)。なお、交付される普通株式の数については、E種優先株式に優先配当金に未払が生じないと仮定して、払込金額の総額を転換価額で除した数として算出しております。

また、本新株予約権の目的となる株式数は 18,100,000 株であり、同株式に係る議決権の数は 181,000 個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 45,634,213 株に対する比率は 39.66%、同日現在の当社の議決権総数 456,151 個に対する比率は 39.68%となります。

以上より、E 種優先株式の転換が行われた場合の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した希薄化率は、2025 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 45,634,213 株に対して 79.27%、議決権総数 456,151 個に対して 79.30%となり、本第三者割当により大幅な希薄化が生じます。

しかしながら、当社としては、本第三者割当により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資することに加え、上記のとおり、グロースパートナーズとの事業提携により当社の事業価値の向上が期待できると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも中期的に十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

### 6. 割当予定先の選定理由等

## (1)割当予定先の概要

1	名				称	GP 上場企業	出資投	資事業有限責任組合			
2	所		在		地	東京都目黒	東京都目黒区自由が丘 2-16-12 RJ3				
3	設	<u> </u>	根	拠	等	投資事業有	限責任網	組合契約に関する法律			
4	組	成	÷ 7	目	的	有価証券の	取得等				
(5)	組		成		日	2023年10	2023年10月16日				
6	出	資	の	総	額	3, 366, 550,	3,366,550,000円(2025年8月6日時点)(注1)				
7	出	資	者の	概	要	法人 1社	法人 1社(注2)				
					名	称	無限責任組合員 Growth Partners LLP 有限責任事業組合				
						所 在	地	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3			
⑧ 業務執行組合員の概要			代表者の役 氏	:職· 名	組合員 古川 徳厚 組合員 グロースパートナーズ株式会社 職務執行者 古川 徳厚						
						事 業 内	容	投資業務等			
				出資の約	※ 額	3, 330, 000 円					

		出	資	関	係	該当事項はありません。
9	当社と当該ファンドとの間の 関係	人	事	関	係	該当事項はありません。
		資	金	関	係	該当事項はありません。
		技術	<b>特又</b> に	は取引	関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	出	資	関	係	該当事項はありません。
		人	事	関	係	該当事項はありません。
10		資	金	関	係	該当事項はありません。
						当社は、2025 年8月 12 日付で、当該業務執
		   技術又は取引関係			題核	行組合員等の組合員であるグロースパート
		127	技術又は取り  影像			ナーズとの間で本事業提携契約を締結する予
						定です。

- (注) 1 出資の総額に記載された金額は出資履行金額であり、出資約束金額は4,481,800,000円となります。
  - 2 主たる出資者の概要については、出資約束金額を基準とする出資比率が10%以上の出資者の属性 のみ記載しております。主たる出資者の名称及びその出資比率については、開示の同意が得られ ていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由については、割当予定先は非公 開のエンティティであり、主たる出資者の名称及びその出資比率は極めて守秘性の高い情報であ るため、割当予定先の方針により非公開にしていると確認しております。主たる出資者以外の出 資者としては、国内法人20社、個人35名となります。
  - 3 割当予定先が取得する有価証券に関する投資判断権限、及び割当予定先が保有する株式に係る株主としての権利の行使権限は、割当予定先の業務執行組合員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合が有しており、その他の第三者に帰属していない旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で確認しております。当社は、かかる説明を踏まえ、割当予定先、その業務執行組合員及びその組合員、並びに割当予定先の全出資者(以下「割当予定先関係者」と総称します。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(本社:東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表者:小坂橋仁)に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2025年7月31日付で受領しております。したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、当社は、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先を選定した理由は、上記「2.本第三者割当の目的及び理由 (1)本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおりです。

なお、割当予定先は、2025 年 8 月 12 日付で当社との間で締結した本引受契約において、以下の内容等について合意しています。

# ア 事前承諾事項

当社は、本引受契約の締結日以降、自ら又はその子会社若しくは関連会社が以下の各号に定める行為を行う場合には、割当予定先の事前の書面による承諾を得なければならない。但し、割当予定先は当該承諾を不合理に留保しない。

(1) 会社法又は定款上、当社の株主総会における特別決議が必要とされている事項(但し、以下の各号

- に掲げる事項については当該各号に定めるところに従う。)。
- (2) 本引受契約の締結日現在、自らが行っている事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、 重要な不動産の譲渡若しくは譲受け、事業全部の賃貸、事業全部の経営の委任、子会社若しくは 関連会社に係る株式の取得若しくは売却(子会社又は関連会社の範囲の変更を伴うものに限る。)、 又は重要な知的所有権若しくはライセンスの売却、処分若しくは放棄。
- (3) 定款の変更(但し、本定款変更その他の本引受契約において企図されている変更及び法令等の改正 に伴う形式的な変更を除く。)。
- (4) 取締役会規程又は株式取扱規程の重要な変更。
- (5) 合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、組織変更その他の組織再編に関する一切の行為。
- (6) 解散。
- (7) 倒産等の手続開始の申出又は申立て。
- (8) 割当予定先以外の第三者に対する株式等の発行。(但し、C種優先株式に付された取得請求権の行使に基づく株式の発行、D種優先株式に付された取得請求権の行使に基づく株式の発行、並びに第26回新株予約権及び第27回新株予約権の行使に基づく株式の発行を除く。)。
- (9) 株式の分割、株式の併合又は株式無償割当て。
- (10) 自己株式若しくは自己新株予約権の取得、処分又は消却(取得条項付株式の取得を含む。但し、当社のC種優先株式に付された取得条項若しくは取得請求権の行使に基づくC種優先株式の取得、当社のD種優先株式に付された取得条項若しくは取得請求権の行使に基づくD種優先株式の取得、第26回新株予約権及び第27回新株予約権の行使若しくは第26回新株予約権及び第27回新株予約権に付された取得条項若しくは取得請求権の行使に基づく第26回新株予約権及び第27回新株予約権の取得及び消却、E種優先株式に付された取得条項若しくは取得請求権の行使に基づくE種優先株式の取得、本新株予約権の行使若しくは本新株予約権に付された取得条項若しくは取得請求権の行使に基づく本新株予約権の取得又は単元未満株式買取請求権の行使に基づく自己株式の取得を除く。)。
- (11)第 26 回新株予約権及び第 27 回新株予約権の内容の変更又はその目的である株式数若しくは当社の 取締役会決議による第 26 回新株予約権及び第 27 回新株予約権の下限行使価額の修正(疑義を避け るために付言すると、行使価額の調整に基づく下限行使価額の調整を除く。)。
- (12)第26回新株予約権及び第27回新株予約権の行使指示又は行使停止。
- (13) 単元株式数の変更。
- (14) 当社の普通株式又はD種優先株式を保有する株主に対する剰余金の配当。但し、割当予定先が保有するE種優先株式の合計株式数に当該剰余金の配当の効力発生日を強制償還日(別紙1のE種優先株式に係る発行要項の第13項(1)「強制償還の内容」に定める「強制償還日」をいう。)として当該時点におけるE優先株式の全部について強制償還(別紙1のE種優先株式に係る発行要項の第13項(1)「強制償還の内容」に定める「強制償還加額(別紙1のE種優先株式に係る発行要項の第13項(1)「強制償還の内容」に定める「強制償還価額(別紙1のE種優先株式に係る発行要項の第13項(1)「強制償還の内容」に定める「強制償還額」をいう。)を乗じた金額が、当該剰余金の配当の効力発生日の当該効力発生後における当社の剰余金の分配可能額を上回ることとならない範囲で、かつ、当該剰余金の配当の効力発生日の当該効力発生後における当社の剰余金の分配可能額に2025年8月12日付の当社の取締役会決議に基づき取得するC種優先株式の取得総額を加算した金額がE種優先株式の払込の完了時点における当社の剰余金の分配可能額を下回らない場合に、各事業年度末日を基準日として剰余金の配当が行われる場合を除く。
- (15) 資本金又は準備金の額の減少。
- (16) 会社法第450条に定める剰余金の減少を伴う資本金の額の増加。
- (17) 会社法第 451 条に定める剰余金の減少を伴う準備金の額の増加。
- (18) 代表取締役の変更。
- (19) 一事業年度における連結での累計が、各事業年度に応じてそれぞれ以下の金額を超えることとな

る固定資産の取得(固定資産の取得には有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の取得、ファイナンス・リース契約の締結(会計上資産計上されているか否かを問わない。)を含み、長期前払費用及び繰延税金資産の計上は除く。ファイナンス・リース契約については会計上資産計上する場合においては固定資産計上額、賃貸借処理する場合においてはリース料総額をもって資産の取得額とする。)。

2026/3 期:900 百万円 2027/3 期:600 百万円 2028/3 期:600 百万円 2029/3 期:600 百万円

- (20) 既存の借入れの期限前弁済若しくは条件変更。
- (21) 第三者への新たな貸付(但し、当社の子会社への貸付を除く。)又は出資。
- (22)債務保証(当社の子会社の債務を主債務とするものを除く。)又は第三者(当社の子会社を除く。) からの債務引受けによる債務負担行為。
- (23)新たなスワップ取引、オプション取引その他のデリバティブ取引(但し、実需に基づくもので、かつ、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第 10 号)におけるヘッジ会計の要件に該当するものを除く。)。
- (24) 当社又は第三者(当社の子会社及び関連会社を含む。)の負担する債務に対し、当社又はその子会社者しくは関連会社の保有する資産について担保提供を行う場合(但し、担保権の設定された資産を新たに取得する場合(合併、会社分割又は事業譲渡に伴い既に担保権が設定された資産を取得する場合を含む。)、及び資産取得を目的とする借入金(その借換えに係る借入金を含む。)につき当該取得資産を提供する場合を除く。)。
- (25)割当予定先以外の当社の株主又は新株予約権者と間の契約の変更。
- (26)割当予定先以外の当社の株主との間の当社の株式に係る合意の締結。
- (27) E種優先株式の経済的価値又は当社の支払能力に悪影響を及ぼし得る行為。

# イ 優先引受権

当社は、E種優先株式の払込期日以降、第三者に対して、株式等(株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式を意味する。)を発行又は処分しようとする場合(当社の役職員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、当社の役職員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合、当社のC種優先株式若しくはD種優先株式に付された取得請求権の行使若しくは取得条項に基づき普通株式を交付する場合、新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合、又はE種優先株式若しくは本新株予約権の転換若しくは行使に基づき普通株式を交付する場合を除く。)、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする。割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとする。

# ウ 金銭対価取得請求権の行使制限

割当予定先は、上記別紙1のE種優先株式に係る発行要項の規定にかかわらず、E種優先株式の払込期日から3年後の応当日(2028年10月3日)まで、金銭を対価とするE優先株式の取得請求を行わないものとする。但し、当該応当日以前であっても、以下の各号に定める事由が発生した場合はこの限りではない。

- (1) 下記①、②又は③に該当する場合。
  - ① 当社の各事業年度末日又は各第 2 四半期末日における連結の貸借対照表上の純資産の額が 12 億円を下回った場合。
  - ② 当社の 2026 年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日の連結の損益計算書における経常損益が

2事業年度連続で損失となった場合。

- ③ 当社の 2026 年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における当社の連結のレバレッジ・レシオの数値が 8.0 を超えた場合。なお、「レバレッジ・レシオ」とは、有利子負債の合計額から、当該事業年度に係る経常損益及び減価償却費(のれん償却費を含む。)の合計額を除した数値をいう。
- (2) 本引受契約に定める払込みの前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合。
  - (注) 当該規定との関係で問題となり得る主な前提条件は以下のとおりです。
  - ① 当社が、本引受契約に基づき払込期日までに履行又は遵守すべき義務を全て履行又は遵守していること。
  - ② 当社が、本引受契約の締結及び履行、並びに本引受契約で企図されている事項について、第三者との契約等に基づき、当該第三者からの承諾の取得、当該第三者に対する通知又はその他の手続が必要となる場合には、これらの手続が当該契約に従って履践され、また、取り消されておらず、そのおそれもないこと。
  - ③ 当社及びその子会社の財政状態、経営成績若しくはキャッシュ・フローの状況又は権利義務に 重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象その他本第三者割当が著しく困難となる事象が生じて おらず、これが判明していないこと。
- (3) 当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重大な違反をした場合。
- (4) 当社が発行する株式について、①公開買付者が当社の役員である公開買付け(公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。)が開始された場合、②上場廃止事由等(以下に定義する。以下、本(2)において同じ。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、③割当予定先の承諾なく組織再編行為(以下に定義する。以下、本(2)において同じ。)が当社の取締役会で承認された場合、④支配権変動事由(以下に定義する。以下、本(2)において同じ。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、⑤スクイーズアウト事由(以下に定義する。以下、本(2)において同じ。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は⑥東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割 契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の 締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを 内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続をいう。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。))及びその共同保有者(同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。)が 50%超となった場合をいう。

「スクイーズアウト事由」とは、(a)当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(b)当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合、又は(c)上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

## エ 本新株予約権の行使制限

割当予定先は、別紙2の本新株予約権に係る発行要項の規定にかかわらず、本新株予約権の払込期日から1年後の応当日(2026年10月3日)まで、本新株予約権の行使を行わないものとする。但し、①本引受契約に定める払込みの前提条件(当該規定との関係で問題となり得る主な前提条件は、上記ウに記載のものと同様です。)が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、②当社が割当予定先による本新株予約権の行使に合意した場合、又は③当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重大な違反をした場合には、この限りではない。

#### オ 本新株予約権の取得請求権

当社が発行する株式について、①公開買付者が当社の役員である公開買付け(公開買付者が当社の役 員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含 む。)が開始された場合、②上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、③組織 再編行為が当社の取締役会で承認された場合、④支配権変動事由が生じた若しくは生じる合理的な見込 みがある場合、⑤スクイーズアウト事由が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、⑥東京証 券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合、又は⑦割当予 定先が本新株予約権の行使期間満了の1か月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合には、 割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一 部の取得を請求することができる(当該通知を送付した日を、本才において「取得請求日」という。)。 当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日又は上場廃止日 のいずれか早い日において、本新株予約権1個当たり、上記①、③及び⑤の場合には当該取得請求日の 前取引日における当社普通株式の普通取引の終値(当該取引日において終値がない場合には、それに先 立つ直近の取引日であって終値のある日における終値)から当該取得請求日時点で有効な本新株予約権 の行使価額を控除した金額に、当該取得請求日時点で有効な本新株予約権1個当たりの目的である株式 数を乗じた金額、又は本新株予約権1個当たりの払込金額のいずれか高い金額、上記②、④、⑥及び⑦ の場合には本新株予約権1個当たりの払込金額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するもの とする。

#### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(E種優先株式を転換し、また、本新株予約権を行使することにより交付を受ける当社普通株式を売却する際における投資資金の回収)を目的としているため、E種優先株式及び本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を、割当予定先の業務執行組合員である Growth Partners LLP 有限責任事業組合の組合員であるグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭にて受けております。但し、E種優先株式の転換又は本新株予約の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針であるとのことです。上記は当社取締役兼常務執行役員の関川周平氏が確認しております。

譲渡によるE種優先株式及び本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。

また、当社は割当予定先がE種優先株式の払込期日から2年間において、割当株式であるE種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意すること、E種優先株式の転換により発行される普通株式に関し、これらの取決めが準用されることにつき、割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

E種優先株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに要する資金について、当社は、割当予定先から、その取引銀行に係る口座残高の写し(2025年8月6日付)の提供を受け確認したところ、当該残高はE種優先株式及び本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていました。グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏によれば、かかる資金は、割当予定先の組合員が割当予定先に出資した金銭であるとのことです。

かかる結果を踏まえ、当社は、E種優先株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに確実性があると判断しております。

一方、本新株予約権の行使に係る払込みに要する資金は確認することはできておりませんが、割当予定先は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、E種優先株式の転換又は本新株予約の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を行うことを予定している旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で確認しております。また、割当予定先に係る投資事業有限責任組合契約書の写しの提供を受け、各出資者と割当予定先との間で、割当予定先において資金が必要なときに無限責任組合員であるグロースパートナーズ LLP 有限責任事業組合が行うキャピタルコールに応じ、各出資者が割当予定先に出資を行う旨の規定が定められていることも確認し、本新株予約権の行使のために上記の株式の売却代金以外の資金が必要となった場合においても、割当予定先は当該資金を確保することができると考えております。

これらの確認を通じて、当社は、本新株予約権の行使に係る払込みに確実性があると判断しております。

#### (5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、E種優先株式の転換又は本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券賃貸借契約を締結する予定はありません。

#### 7. 募集後の大株主及び持株比率

## (1) 普通株式

募集前(2025年3月31日現在)		募 集 後	
アサヒビール株式会社	6.99%	GP 上場企業出資投資事業有限責任組合	44. 22%
横川 てるよ	4.70%	アサヒビール株式会社	3.90%
横川 竟	4.45%	横川 てるよ	2.62%
横川 紀夫	4. 32%	横川 竟	2.48%
大関株式会社	1.35%	横川 紀夫	2.41%
株式会社ウェルカム	1.31%	大関株式会社	0.75%
実井 俊介	1.31%	株式会社ウェルカム	0.73%
今井 辰男	1.14%	実井 俊介	0.73%
株式会社横浜銀行	0.96%	今井 辰男	0.64%
株式会社 W&E	0.94%	株式会社横浜銀行	0.54%

- (注) 1 上表における大株主及び持株比率は、2025年3月31日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
  - 2 募集後の大株主及び持株比率は、2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,634,213株に、 E種優先株式及び本新株予約権の潜在株式数36,172,289株を加算した81,806,502株に対して、割 当予定先が即座にE種優先株式の全部に係る普通株式を対価とする取得請求権、本新株予約権の 全部を行使した場合の割合です。

#### (2) C種優先株式

募集前(2025年8月12日現在)		募集後	
RKDエンカレッジファンド	1000/	RKDエンカレッジファンド	1000/
投資事業有限責任組合	100%	投資事業有限責任組合	100%

(注) 当社は、本取締役会において、2025年10月3日をもって、E種優先株式の発行に係る払込みが割

当予定先により実行されていることを条件として、C種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づき、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合が保有するC種優先株式750株を取得することを決議しております。

# (3) D種優先株式

募集前(2025年8月12日現在)		募 集 後	
株式会社りそな銀行	59.42%	株式会社りそな銀行	59.42%
株式会社横浜銀行	11.02%	株式会社横浜銀行	11.02%

(注) 当社は、自己株式としてD種優先株式1,330株を保有しております。

#### (4) E種優先株式

募集前(2025年8月12日現在)	募集後
該当なし	GP 上場企業出資投資事業有限責任組合 100%

### 8. 今後の見通し

本第三者割当により、当社の企業価値向上と持続的な成長に資する使途に充当するための資金の調達が可能となります。本第三者割当による業績への影響については、その他の要因等を含め精査中であり、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

# 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、25%以上の希薄化が生じる可能性があるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程 第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

# 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

# (1) 最近3年間の業績(連結)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	14,553 百万円	16,981 百万円	17,373 百万円
営業利益 (△損失)	△993 百万円	325 百万円	198 百万円
経常利益 (△損失)	△1,000 百万円	249 百万円	122 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△1,329 百万円	216 百万円	△19 百万円
(△損失)			
1株当たり当期純利益 (△損失)	△37.05 円	5.15円	△0.44 円
1株当たり配当金			
普通株式(円)	_		
C種優先株式(円)	85,000 円	85,000 円	85,000 円
D種優先株式(円)	_	40,000 円	
1株当たり純資産	△120. 19 円	△83. 53 円	△79.85 円

# (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025年8月12日現在)

						株	式 数	発行済株式数に対する比率
						普通株式	45, 628, 213 株	100%
発	行	済	株	式	数	C種優先株式	1,500 株	(注1)
						D種優先株式	4,500 株	(注1)
現時	現時点の転換価額(行使価額)に			) に	C種優先株式	14, 563, 106 株	31.92%	
おり	ナる港	替在 杉	<b>卡式</b> 数	女(注	2)	D種優先株式	20, 517, 799 株	44. 97%
下限	値の転	云換価額	頁(行	使価額	) に	C種優先株式	14, 563, 106 株	31.92%
おり	おける潜在株式数(注3)			3)	D種優先株式	20, 517, 799 株	44. 97%	

上限値の転換価額(行使価額)に	C種優先株式	該当なし	_
おける潜在株式数(注4)	D種優先株式	10, 258, 899 株	22. 48%

- (注)1 C種優先株式及びD種優先株式は議決権を有しないため、発行済株式数に対する比率は記載して おりません。
  - 2 現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数につき、C種優先株式に係る転換価額(行使価額)は103円(2025年3月31日現在)、D種優先株式に係る転換価額(行使価額)は154.5円(2025年3月31日現在)として計算しております。
  - 3 下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数につき、C種優先株式に係る転換価額 (行使価額) は103円 (2025年3月31日現在有効な下限転換価額)、D種優先株式に係る転換価額 (行使価額) は154.5円 (2025年3月31日現在有効な下限転換価額) として計算しております。
  - 4 上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数につき、D種優先株式に係る転換価額(行使価額)は309円(2025年3月31日現在有効な上限転換価額)として計算しております。なお、C種優先株式については、上限転換価額はありません。

#### (3) 最近の株価の状況

# ① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始 値	151 円	94 円	134 円
高 値	172 円	255 円	144 円
安 値	92 円	81 円	99 円
終値	93 円	134 円	117 円

#### ② 最近6ヶ月間の状況

0 1/0-1						
	2025 年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	123 円	119 円	109 円	111 円	115 円	117 円
高 値	132 円	120 円	112 円	134 円	125 円	120 円
安 値	117 円	95 円	105 円	110円	113 円	115 円
終値	117 円	108 円	109 円	113 円	116 円	119 円

<sup>(</sup>注) 2025 年8月については、同年8月8日までの状況です。

#### ③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年8月8日
始 値	119 円
高 値	120 円
安 値	118 円
終値	119 円

# (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第26回新株予約権及び第27回新株予約権の発行

割	= 7	<b></b>	日	2024年1月5日
				100,000 個
発彳	亍新 株	予約村	雀 数	第 26 回新株予約権:60,000 個
				第 27 回新株予約権:40,000 個
₹%	仁	/ <del>III</del>	安石	総額 5,680,000 円(第 26 回新株予約権 1 個当たり 64 円、第 27 回新株予約権 1
発	行	価	額	個当たり 46 円)

r	
発行時における	
調達予定資金の額	2, 317, 680, 000 円
(差引手取概算額)	
割 当 先	野村證券株式会社
募集時における	42,653,682 株
発 行 済 株 式 数	
当該募集における	潜在株式数:10,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
	第 26 回新株予約権:6,000,000 株
潜在株式数	第 27 回新株予約権:4,000,000 株
明味よりまかりよう	行使株式数: 2,550,000 株
現時点における	残存する第 26 回新株予約権の数:34,500 個
行 使 状 況	残存する第 26 回新株予約権の数:40,000 個
現時点における	360, 965, 000 円
調達した資金の額	
(差引手取概算額)	
	①新規出店投資
	1,500 百万円:2024年4月~2027年3月
発行時における	②既存店改修投資
当初の資金使途	600 百万円: 2024年4月~2027年3月
	③その他収益構造改革に伴う投資(システム投資等)
	217 百万円: 2024年4月~2027年3月
	①新規出店投資
	2024年4月~2025年3月までに150百万円
TO BE EDE IS NOT	②既存店改修投資
現時点における	2024 年4月~2025 年6月までにリニューアル及び設備メンテナンスとして 210
充 当 状 況	百万円
	③その他収益構造改革に伴う投資 (システム投資等)
	充当なし

## 11. 発行要項

別紙1「E種優先株式発行要項」及び別紙2「第28回新株予約権発行要項」をご参照ください。

# Ⅱ. 定款の一部変更について

# 1. 定款変更の目的

E種優先株式の発行を可能とするために、E種種優先株式に関する定款規定を新設等するものです。定款変更については、本臨時株主総会において、本第三者割当の承認が得られることを条件とします。また、かかる定款の一部変更が効力を生じるためには、普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする種類株主総会においても承認を得る必要があります。

# 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙3のとおりです。

# 3. 定款変更の日程

2025年8月12日(火) 定款変更に係る取締役会決議

本臨時株主総会及び普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の招集決定、 並びにC種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする種類株主 総会への定款変更に関する目的事項の提案に係る取締役会決議

#### 2025年9月30日(火) 本臨時株主総会決議(予定)

普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする種類株主総会決議(予定)

定款変更の効力発生日 (予定)

#### Ⅲ. 本資本金等の額の減少について

# 1. 本資本金等の額の減少

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。なお、資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本優先株式第三者割当の効力が生じることを条件としています。

# 2. 本資本金等の額の減少の要領

#### (1)減少すべき資本金の額

本優先株式第三者割当後の資本金の額850,000,000円を750,000,000円減少して、100,000000円とする。

## (2)減少すべき資本準備金の額

本優先株式第三者割当後の資本準備金の額 775,000,000 円を 750,000,000 円減少して、25,000,000 円とする。

#### (3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第448条第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を、上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

# 3. 本資本金等の額の減少の日程

2025年8月12日(火) 資本金の額及び資本準備金の額の減少に係る取締役会決議

2025 年 8 月 29 日 (金) 債権者異議申述公告(予定)

2025年9月29日(月) 債権者異議申述最終期日(予定)

2025年10月3日(金) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日(予定)

#### 4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

# E種優先株式発行要項

	<del>-</del>
1. 募集株式の種類	株式会社ヴィア・ホールディングス E種優先株式
2. 募集株式の数	1,500株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	1, 500, 000, 000円
5. 増加する資本金の額	750,000,000円(1株につき500,000円)
6. 増加する資本準備金の額	750,000,000円(1株につき500,000円)
7. 払込期日	2025年10月3日
8. 割当先/株式数	金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、GP上場企業出資投資事業有限責任組合に全株式を割り当てる。

# E種優先株式の内容

 . 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当会社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。
(2) 期中配当	当会社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。
(3) 優先配当金	当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、下記17. (1)に定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、下記9. (4)に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、E種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 E種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、E種優先株式の1株当たりの払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年

		T
		度以降、下記17.(1)に定める支払順位に従い、E種優先株主又はE種優先登録株式 質権者に対して配当する。
	(6) 非参加条項	当会社は、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、上記9.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10.	残余財産の分配	
	(1) 残余財産の分配	当会社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、下記17.(2)に定める支払順位に従い、E種優先株式1株当たり、下記10.(2)に定める金額を支払う。
	(2) 残余財産分配額	
	①基本残余財産分配額	E 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配額は、下記 12.(2)①に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本残余財産分配額」という。)とする。
	②控除価額	上記 10. (2) ①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金 (残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、E 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配額は、下記 12. (2) ②に定める控除価額算式 (ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記 10. (2) ①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記 10. (2) ①に定める基本残余財産分配額から控除する。
	(3) 非参加条項	E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11.	議決権	E種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12.	金銭を対価とする取得請求	権(償還請求権)
	(1) 償還請求権の内容	E種優先株主は、いつでも、当会社に対して金銭を対価としてE種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、E種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該E種優先株主に対して、下記12.(2)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきE種優先株式は、償還請求が行われたE種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。
	(2) 償還価額	
	①基本償還価額	E 種優先株式 1 株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。
		(基本償還価額算式) 基本償還価額=1,000,000 円×(1+0.03) p+q/365
		E種優先株式の発行日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「p年とq日」とする。ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。

# 上記 12. (2) ①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還 ②控除価額 請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以 下「償還請求前支払済優先配当金」という。) が存する場合には、E 種優先株式 1 株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記 12.(2)①に定め る基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複 数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれに つき控除価額を計算し、その合計額を上記 12. (2)①に定める基本償還価額から控 除する。 (控除価額算式) 控除価額=償還請求前支払済優先配当金×(1+0.03) z+w/365 償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を 含む。) までの期間に属する日の日数を「z 年とw日」とする。ただし、当該事業 年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。 (3) 償還請求受付場所 東京都新宿区早稲田鶴巻町 519 株式会社ヴィア・ホールディングス (4) 償還請求の効力発生 償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。 13. 金銭を対価とする取得条項(強制償還) (1) 強制償還の内容 当会社は、E 種優先株式の発行日の6年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役 会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、E種優先株主 又は E 種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社が E 種優先株式の全部 又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、E種 優先株主又は E 種優先登録株式質権者に対して、下記 13.(2)に定める金額(以下 「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定に よるE種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、E種優先株式の一部を 取得するときは、取得する E 種優先株式は、比例按分その他の方法により当会社 の取締役会において決定する。 (2) 強制償還価額 ①基本強制償還価額 E 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記 12. (2)①に定める基本償還価額 算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読 み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本強制 償還価額」という。)とする。 上記 13.(2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制 ②控除価額 償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以 下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、E 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記 12.(2)②に定める控除価額算式(ただし、控除 価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ 「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に 従って計算される控除価額相当額を、上記 13.(2)①に定める基本強制償還価額が ら控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支 払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当 額を計算し、その合計額を上記 13.(2)①に定める基本強制償還価額から控除す る。 14. 普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権) (1) 転換請求権の内容 E 種優先株主は、E 種優先株式の発行日の1年6か月後の応当日以降いつでも、法 令上可能な範囲内で、当会社が E 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換 えに、下記 14. (2) に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を E 種優先株主に対して交付することを請求(以下「転換請求」といい、転換請求が なされた日を「転換請求日」という。) することができる。なお、下記 14.(2)の 算定方法に従い、E種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、

1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当会社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行った E 種優先株主に対し会社法第 167 条第 3 項に定める金銭を交付することを要しない。

# (2) 転換請求により交付す る普通株式数の算定方 法

①当会社がE種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める 算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、E種優 先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたとき はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

#### (算式)

E種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数

=E種優先株主が取得を請求したE種優先株式の数

×上記12. (2)①に定める基本償還価額相当額から上記12. (2)②に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われた優先配当金(転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)

÷転換価額

#### ②転換価額

イ 転換価額

転換価額は、83円とする。

- ロ 転換価額の調整
  - (a) 当会社は、E種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式 数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める 算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

# 調整後転換価額

=調整前転換価額× (既発行普通株式数+ ((交付普通株式数×1株当たりの払込金額) ÷時価)) ÷ (既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が 行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における 当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)と し、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通 株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普 通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)か

- ら、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人 に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転 換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記 (b)(iii)及び(d)において「対価」という。)とする。
- (b) 転換価額調整式によりE種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合 (無償割当ての場合を含む。) (ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として当社普通株式の給付を行うために信託会社へ当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた ときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日 の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の 割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日があ る場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合
  - 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii)取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含むが、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第28回新株予約権の発行を除く。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式 若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しく は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件 で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなし て転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無 償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主 に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割 当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (iv)普通株式の併合をする場合
  - 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、

その小数第2位を切り捨てる。

- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に 先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満 小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) とする。
- (d) 当会社は、E種優先株式の発行後、下記(e)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、普通株式の交付における払込金額又は取得請求権付株式等に係る対価が、下記(e)において調整後の転換価額の適用時期として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額を当該払込金額又は当該対価と同額に調整する。
- (e) 上記(d)によりE種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の 転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - (i) 普通株式を交付する場合(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
  - (ii)取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含むが、第28回新株予約権の発行を除く。)調整後の転換価額は、取得請求権付株式等が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (f) 上記(a) 及び(d) のいずれにも該当する場合、調整後の転換価額がより低い 金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
- (g) 上記(b)、(d)及び(e)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、 次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときに は、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
  - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (h) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(h)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (i) 上記(a) ないし(h) により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各 E 種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行う

	Г	
		ことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
	(3) 転換請求受付場所	東京都新宿区早稲田鶴巻町 519
		株式会社ヴィア・ホールディングス
	(4) 転換請求の効力発生	転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
15.	株式の併合又は分割等	法令に別段の定めがある場合を除き、E種優先株式について株式の併合又は分割は
		行わない。E種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
		を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
16.	譲渡制限	譲渡による E 種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。
17.	優先順位	
	(1) 剰余金の配当	C種優先株式の優先配当金(当会社の定款第11条の2第1項に基づき支払われる配当
		金を意味する。)、D種優先株式の優先配当金(当会社の定款第11条の11第1項に
		基づき支払われる配当金を意味する。)、E種優先株式の優先配当金、累積未払C
		種優先配当金(当会社の定款第11条の2第2項に定義される。)、累積未払D種優先
		配当金(当会社の定款第11条の11第2項に定義される。)、E種優先株式の累積未
		払優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者(普通株主及
		び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)を含むが
		これに限られない。)に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払C種優先配当
		金及び種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位、C種優先株式の優先配当金及
		びE種優先株式の優先配当金を第2順位、累積未払D種優先配当金を第3順位、D種優
		先株式の優先配当金を第4順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者
		(普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。)に対する剰余
		金の配当を第5順位とする。
	(2) 残余財産の分配	C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びその他の種類の株式(普通株式を含
		むがこれに限られない。)に係る残余財産の分配の支払順位は、C種優先株式及び
		E種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、D種優先株式に係る残余財産の分配
		を第2順位、その他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る
		残余財産の分配を第3順位とする。
	(3) 比例按分	当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当
		又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余
		金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法に
		より剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以上

#### 第28回新株予約権発行要項

- 1. 本新株予約権の名称
  - 株式会社ヴィア・ホールディングス第28回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
- 2. 申込期日

2025年10月3日

3. 割当日

2025年10月3日

4. 払込期日

2025年10月3日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を GP 上場企業出資投資事業有限責任組合に割り当てる。

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 18,100,000 株(本新株予約権1個当 たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本項第(2)号及び 第(3) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割 当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号及び第(3)号に定める調整前の割当株式数を 「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。
  - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の 算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式にお ける調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とす る。

調整前割当株式数  $\times$ 調整前行使価額

調整後割当株式数

#### 調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号、第(4)号、第(5)号及び第(7) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権 を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割 当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開 始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数

181,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金70円(本新株予約権の払込総額金12,670,000円)

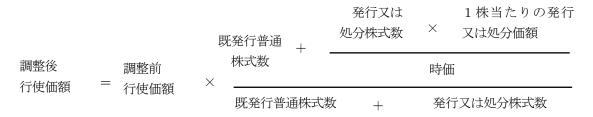
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(本項第(2)号で定

義する。) に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、83円とする。なお、行使価額は、次項第(1)号乃至第(7)号に定めるところに従い調整されることがある。

# 10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2) 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。



- (2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ) 時価(本項第(3)号(ロ)に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、及び新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- (ロ)株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権が当初の条件で行使され、取得条項付 株式の全部を取得し、新株予約権の全部が当初の条件で行使され、又は取得条項付新株予約権の全部 を取得したものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日 以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(二) 上記(イ) 乃至(ハ) の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ) 乃至(ハ) にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

交付普通 株式数= 調整前 調整後 行使価額 <sup>一</sup> 行使価額

調整前行使価額により 当該期間内に交付された普通株式数

#### 調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

#### (3) その他

- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号(二)の場合は 基準日)に先立つ30連続取引日(以下に定義する。)の東京証券取引所における当社普通株式終値の 平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算 出し、小数第2位を四捨五入する。

×

- (ハ) 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社 普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (二) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、 行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価 額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を 差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 本新株予約権の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(5)号(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権を当初の条件に従い行使する場合、取得条項付株式を取得する場合、新株予約権を当初の条件に従い行使する場合、又は取得条項付新株予約権を取得する場合の当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(5)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。
- (5) 本項第(4) 号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ) 当社普通株式を発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)
  - 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ロ) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) 又は当社普通株式を交付する 定めのある取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) を発行又は付与する 場合

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 本号(イ)及び(ロ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(イ)及び(ロ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号(ニ)に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (6) 本項第(1)号及び第(4)号のいずれにも該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用 して行使価額を調整する。
- (7) 本項第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ)株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、及び新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)。
- (ハ) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- (二) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に あたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (8) 本項第(1) 号乃至第(7) 号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2025 年 10 月 4 日から 2030 年 10 月 3 日 (但し、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

# 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

## 13. 本新株予約権の取得事由

当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条 第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じ たときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

# 16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズモデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。また、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、また、流動性を考慮し、かつ、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を仮定して第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金70円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は2025年7月17日から本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年8月8日)までの東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値である117.6円の70%に相当する金額である83円とした。

#### 19. 行使請求受付場所

東京都新宿区早稲田鶴巻町 519 株式会社ヴィア・ホールディングス

# 20. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 東京営業部

# 21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する

# 22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

#### 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

条の29に定める支払順位に従い、C種優先配当金と

して、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込

金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、

当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日

(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3

月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先

株式の発行日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当

の基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、

1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む

	(下級部は変更部分を小してわります。)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第5条(条文省略)	第1条〜第5条(現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、120,00 0,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数 は120,000,000株、C種優先株式の発行可 能種類株式総数は1,500株、D種優先株式の発行 可能種類株式総数は4,500株とする。	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、160,00 0,000株とし、普通株式の発行可能種類株式 総数は160,000,000株、C種優先株式 の発行可能種類株式総数は1,500株、D種優 先株式の発行可能種類株式総数は4,500株、 <u>E種優先株式の発行可能種類株式総数は4,500株、</u> <u>E種優先株式の発行可能種類株式総数は1,50</u> 0株とする。
第7条(条文省略)	第7条(現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当会社の1単元の株式の数は、普通株式につき	第8条 当会社の1単元の株式の数は、普通株式につき
100株とし、C種優先株式につき1株とし、D種優	100株とし、C種優先株式につき1株とし、D種優
先株式につき1株とする。	先株式につき1株 <u>、E種優先株式につき1株</u> とする。
第9条~第11条(条文省略)	第9条~第11条(現行どおり)
第2章の2 C種優先株式	第2章の2 C種優先株式
(C種優先配当金)	(C種優先配当金)
第11条の2 当会社は、第43条第1項の規定に従	第11条の2 当会社は、第43条第1項の規定に従
い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をする	い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をする
ときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録さ	ときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録さ
れたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株	れたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株
主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以	主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以
下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主	下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主
と併せて「C種優先株主等」という。)に対し、 <u>第11</u>	と併せて「C種優先株主等」という。)に対し、 <u>第11</u>

当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日 (ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先

条の20に定める支払順位に従い、C種優先配当金と

して、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込

金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、

株式の発行日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、 1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む

#### 現行定款

場合は366日)として日割計算により算出される金額(以下「C種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

- ② ある事業年度において、C種優先株主等に対して 支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積 未払C種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に 係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足 額(以下「未払C種優先配当金」という。)は翌事 業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払C 種優先配当金(以下「累積未払C種優先配当金」と いう。)を、第11条の20に定める支払順位に従 い、C種優先株主等に対して支払うものとする。
- ③ 当会社は、C種優先株主等に対して、C種優先配 当金及び累積未払C種優先配当金の合計額を超えて 剰余金の配当は行わない。

## (C種期中優先配当金)

第11条の3 当会社は、第43条第2項又は第3項の 規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期 中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期 中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終 の株主名簿に記録されたC種優先株主等に対して、第1 1条の20に定める支払順位に従い、C種優先株式1株 につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じ て算出した金額について、当該期中配当基準日の属する 事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が202 2年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種 優先株式の発行日)(同日を含む。)から当該期中配当基 準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365 日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366 日)で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未 満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入す る。)の金銭による剰余金の配当(以下「C種期中優先配 当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日 の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、 本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、そ の合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準 日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社が

#### 変 更 案

場合は366日)として日割計算により算出される金額(以下「C種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

- ② ある事業年度において、C種優先株主等に対して 支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積 未払C種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に 係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足 額(以下「未払C種優先配当金」という。)は翌事 業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払C 種優先配当金(以下「累積未払C種優先配当金」と いう。)を、第11条の29に定める支払順位に従 い、C種優先株主等に対して支払うものとする。
- ③ 当会社は、C種優先株主等に対して、C種優先配 当金及び累積未払C種優先配当金の合計額を超えて 剰余金の配当は行わない。

## (C種期中優先配当金)

第11条の3 当会社は、第43条第2項又は第3項の 規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下 「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以 下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準 日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主等に対 して、<u>第11条の29</u>に定める支払順位に従い、C種 優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率 8. 5%を乗じて算出した金額について、当該期中配 当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中 配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度 に属する場合は、C種優先株式の発行日)(同日を含 む。) から当該期中配当基準日(同日を含む。) までの 期間の実日数につき、365日(ただし、当該事業年 度に閏日を含む場合は366日)で除した額(ただ し、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計 算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による 剰余金の配当(以下「C種期中優先配当金」という。) を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業 年度において、当該期中配当までの間に、本条に定め るC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額 を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から

C種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき 当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しな い。

## 変 更 案

当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

#### (残余財産の分配)

第11条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、 C種優先株主等に対して、第11条の20に定める支 払順位に従い、C種優先株式1株当たり、第11条の 5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定 める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償 還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基 本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求 日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる 日をいう。以下本章において同じ。)と、「償還請求前 支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残 余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金

(残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

② C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産 の分配は行わない。

#### (残余財産の分配)

第11条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、 C種優先株主等に対して、第11条の29に定める支 払順位に従い、C種優先株式1株当たり、第11条の 5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定 める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償 還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基 本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求 日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる 日をいう。以下本章において同じ。)と、「償還請求前 支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残 余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金

(残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

② C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産 の分配は行わない。

### 第11条の5~第11条の6(条文省略)

## (普通株式を対価とする取得請求権)

- 第11条の7 C種優先株主は、いつでも、本条所定の 条件に従って、当会社に対し、その有するC種優先株 式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を 交付することを請求(以下本条において「転換請求」 といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」とい う。) することができる。
  - ② 取得と引換えに交付すべき財産
    - 1. 本条に基づき、当会社がC種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、C種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

## (算式)

C種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の 普通株式の数

### 第11条の5~第11条の6 (現行どおり)

(普通株式を対価とする取得請求権)

- 第11条の7 C種優先株主は、いつでも、本条所定の 条件に従って、当会社に対し、その有するC種優先株 式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を 交付することを請求(以下本条において「転換請求」 といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」とい
  - ② 取得と引換えに交付すべき財産

う。) することができる。

1. 本条に基づき、当会社がC種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、C種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

#### (算式)

C種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の 普通株式の数

= C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の 数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相 当額から同項に定める控除価額相当額を控除した 金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額 相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控 除価額算式における「償還請求日」を「転換請求 日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転 換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの 間に支払われたC種優先配当金(転換請求日まで の間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未 払C種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。) と読み替えて算出される。)÷転換価額

#### 2. 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は206円とする。

## ロ 転換価額の修正

転換価額は、2022年3月31日以降の毎 年3月31日及び9月30日(以下本条にお いてそれぞれ「転換価額修正日」という。) に、転換価額修正日における時価の90%に 相当する金額(以下本条において「修正後転 換価額」という。) に修正されるものとする。 ただし、修正後転換価額が当初転換価額の5 0%(以下本条において「下限転換価額」と いう。)を下回るときは、修正後転換価額は下 限転換価額とする。なお、転換価額が、下記 ハにより調整された場合には、下限転換価額 についても同様の調整を行うものとする。 上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先 立つ30連続取引日の株式会社東京証券取引 所(以下「東証」という。)における普通株式 の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。円単位未 満小数第2位まで算出し、その小数第2位を 四捨五入する。) とする。

#### ハ 転換価額の調整

(a) 当会社は、C種優先株式の発行後、下記 (b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を 生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において 「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記口に基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

# 調整後転換価額

=調整前転換価額×(既発行普通株式数+ ((交付普通株式数×1株当たりの払込金額)

### 変 更 案

= C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたC種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額

## 2. 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は206円とする。

## ロ 転換価額の修正

転換価額は、2022年3月31日以降の毎 年3月31日及び9月30日(以下本条にお いてそれぞれ「転換価額修正日」という。) に、転換価額修正日における時価の90%に 相当する金額(以下本条において「修正後転 換価額」という。) に修正されるものとする。 ただし、修正後転換価額が当初転換価額の5 0%(以下本条において「下限転換価額」と いう。)を下回るときは、修正後転換価額は下 限転換価額とする。なお、転換価額が、下記 ハにより調整された場合には、下限転換価額 についても同様の調整を行うものとする。 上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先 立つ30連続取引日の株式会社東京証券取引 所(以下「東証」という。)における普通株式 の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。円単位未 満小数第2位まで算出し、その小数第2位を 四捨五入する。) とする。

#### ハ 転換価額の調整

(a) 当会社は、C種優先株式の発行後、下記 (b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を 生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において 「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

#### 調整後転換価額

=調整前転換価額×(既発行普通株式数+ ((交付普通株式数×1株当たりの払込金額)

÷時価)) ÷ (既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式 数」は、普通株式の株式分割が行われる場合 には、株式分割により増加する普通株式数 (基準日における当会社の有する普通株式に 関して増加した普通株式数を含まない。)と し、普通株式の併合が行われる場合には、株 式の併合により減少する普通株式数(効力発 生日における当会社の有する普通株式に関し て減少した普通株式数を含まない。)を負の値 で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払 込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金 額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合 には適正な評価額、無償割当ての場合は0円 とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円 とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株 式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際 して払込みその他の対価関係にある支払がな された額(時価を下回る対価をもって普通株 式の交付を請求できる新株予約権の場合に は、その行使に際して出資される財産の価額 を加えた額とする。)から、その取得、転換、 交換又は行使に際して取得請求権付株式等の 所持人に交付される普通株式以外の財産の価 額を控除した金額を、その取得、転換、交換 又は行使に際して交付される普通株式の数で 除した金額 (下記(b)(iii)において「対価」 という。)とする。

- (b) 転換価額調整式により C 種優先株式の転換 価額の調整を行う場合及びその調整後の転換 価額の適用時期については、次に定めるとこ ろによる。
  - (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込

### 変 更 案

÷時価)) ÷ (既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式 数」は、普通株式の株式分割が行われる場合 には、株式分割により増加する普通株式数 (基準日における当会社の有する普通株式に 関して増加した普通株式数を含まない。)と し、普通株式の併合が行われる場合には、株 式の併合により減少する普通株式数(効力発 生日における当会社の有する普通株式に関し て減少した普通株式数を含まない。)を負の値 で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払 込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金 額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合 には適正な評価額、無償割当ての場合は0円 とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円 とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株 式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際 して払込みその他の対価関係にある支払がな された額(時価を下回る対価をもって普通株 式の交付を請求できる新株予約権の場合に は、その行使に際して出資される財産の価額 を加えた額とする。)から、その取得、転換、 交換又は行使に際して取得請求権付株式等の 所持人に交付される普通株式以外の財産の価 額を控除した金額を、その取得、転換、交換 又は行使に際して交付される普通株式の数で 除した金額 (下記(b)(iii)において「対価」 という。)とする。

- (b) 転換価額調整式により C種優先株式の転換 価額の調整を行う場合及びその調整後の転換 価額の適用時期については、次に定めるとこ ろによる。
  - (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込

金額をもって普通株式を交付する場合(無 償割当ての場合を含む。) (ただし、当会社 の交付した取得請求権付株式、取得条項付 株式若しくは取得条項付新株予約権(新株 予約権付社債に付されたものを含む。以下 本ハにおいて同じ。) の取得と引換えに交付 する場合、普通株式の交付を請求できる新 株予約権(新株予約権付社債に付されたも のを含む。以下本ハにおいて同じ。) その他 の証券若しくは権利の転換、交換又は行使 により交付する場合、又は当会社又はその 関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作 成方法に関する規則第8条第8項に定める 関係会社をいう。以下同じ。) の取締役その 他の役員又は使用人に株式報酬として普通 株式の給付を行うために信託会社へ普通株 式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際 して払込期間が設けられたときは当該払込 期間の最終日とする。)又は無償割当ての 効力発生日の翌日以降これを適用する。た だし、当会社の普通株主に募集株式の割当 てを受ける権利を与えるため又は無償割当 てのための基準日がある場合は、その日の 翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割 のための基準日の翌日以降これを適用す る。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若 しくは取得条項付新株予約権であって、そ の取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価 を下回る対価をもって普通株式を交付する 定めがあるものを交付する場合(無償割当 ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定め る時価を下回る対価をもって普通株式の交 付を請求できる新株予約権その他の証券若 しくは権利を交付する場合(無償割当ての 場合を含むが、当会社又はその関係会社の 取締役その他の役員又は使用人に新株予約 権を割り当てる場合、及び第25回新株予 約権及びD種優先株式の発行を除く。) 調整後の転換価額は、交付される取得請求 権付株式、取得条項付株式若しくは取得条 項付新株予約権、又は新株予約権その他の 証券若しくは権利(以下本条において「取 得請求権付株式等」という。) の全てが当 初の条件で取得、転換、交換又は行使され

変 更 案

金額をもって普通株式を交付する場合(無 償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社 の交付した取得請求権付株式、取得条項付 株式若しくは取得条項付新株予約権(新株 予約権付社債に付されたものを含む。以下 本ハにおいて同じ。) の取得と引換えに交付 する場合、普通株式の交付を請求できる新 株予約権(新株予約権付社債に付されたも のを含む。以下本ハにおいて同じ。) その他 の証券若しくは権利の転換、交換又は行使 により交付する場合、又は当会社又はその 関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作 成方法に関する規則第8条第8項に定める 関係会社をいう。以下同じ。) の取締役その 他の役員又は使用人に株式報酬として普通 株式の給付を行うために信託会社へ普通株 式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際 して払込期間が設けられたときは当該払込 期間の最終日とする。)又は無償割当ての 効力発生日の翌日以降これを適用する。た だし、当会社の普通株主に募集株式の割当 てを受ける権利を与えるため又は無償割当 てのための基準日がある場合は、その日の 翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割 のための基準日の翌日以降これを適用す る。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第25回新株予約権及びD種優先株式の発行並びに第28回新株予約権及びE種優先株式の発行を除く。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求 権付株式、取得条項付株式若しくは取得条 項付新株予約権、又は新株予約権その他の 証券若しくは権利(以下本条において「取

普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は 行使に際して交付される普通株式の対価が 上記の時点で確定していない場合は、調整 後の転換価額は、当該対価の確定時点で交 付されている取得請求権付株式等の全てが 当該対価の確定時点の条件で取得、転換、 交換又は行使され普通株式が交付されたも のとみなして転換価額調整式を準用して算 出するものとし、当該対価が確定した日の 翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発 生日以降これを適用する。
- (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
  - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、 調整後の転換価額を適用する日に先立つ3 0連続取引日の東証における普通株式の普 通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。円単位 未満小数第2位まで算出し、その小数第2 位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
  - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上 相接して発生し、一方の事由に基づく調整 後の転換価額の算出に当たり使用すべき時 価につき、他方の事由による影響を考慮す る必要があるとき。
  - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式

## 変 更 案

得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は 行使に際して交付される普通株式の対価が 上記の時点で確定していない場合は、調整 後の転換価額は、当該対価の確定時点で交 付されている取得請求権付株式等の全てが 当該対価の確定時点の条件で取得、転換、 交換又は行使され普通株式が交付されたも のとみなして転換価額調整式を準用して算 出するものとし、当該対価が確定した日の 翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発 生日以降これを適用する。
- (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円 単位未満小数第2位まで算出し、その小数第 2位を切り捨てる。
  - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ3 0連続取引日の東証における普通株式の普 通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。円単位 未満小数第2位まで算出し、その小数第2 位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
  - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社 が行う吸収分割による当該会社の権利義務 の全部又は一部の承継、又は他の株式会社 が行う株式交換による当該株式会社の発行 済株式の全部の取得のために転換価額の調 整を必要とするとき。
  - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上 相接して発生し、一方の事由に基づく調整 後の転換価額の算出に当たり使用すべき時 価につき、他方の事由による影響を考慮す

数の変更又は変更の可能性の生じる事由の 発生により転換価額の調整を必要とすると き

- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を 行うときは、当会社は、あらかじめ書面によ りその旨並びにその事由、調整前の転換価 額、調整後の転換価額及びその適用の日その 他必要な事項を株主名簿に記録された各C種 優先株主に通知する。ただし、その適用の日 の前日までに前記の通知を行うことができな いときは、適用の日以降速やかにこれを行 う。
- ③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、C種優先 株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したとき に発生する。

変 更 案

る必要があるとき。

- (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式 数の変更又は変更の可能性の生じる事由の 発生により転換価額の調整を必要とすると き。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各C種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- ③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、C種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

### 第11条の8~第11条の10 (条文省略)

第2章の3 D種優先株式

### 第11条の8~第11条の10 (現行どおり)

第2章の3 D種優先株式

## (D種優先配当金)

第11条の11 当会社は、第43条第1項の規定に従 い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をする ときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録さ れたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株 主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以 下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主 と併せて「D種優先株主等」という。) に対し、第11 条の20に定める支払順位に従い、D種優先配当金と して、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込 金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、 当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日 (ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先 株式の発行日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当 の基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、 1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む 場合は366日)として日割計算により算出される金 額(以下「D種優先配当金額」という。)を支払う(た だし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで

## (D種優先配当金)

第11条の11 当会社は、第43条第1項の規定に従 い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をする ときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録さ れたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株 主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以 下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主 と併せて「D種優先株主等」という。) に対し、第11 条の29に定める支払順位に従い、D種優先配当金と して、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込 金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、 当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日 (ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先 株式の発行日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当 の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、 1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む 場合は366日)として日割計算により算出される金 額(以下「D種優先配当金額」という。)を支払う(た だし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで

計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、 当該配当の基準日の属する事業年度において、第11 条の12に定めるD種期中優先配当金を支払ったとき は、その合計額を控除した額を支払うものとする。ま た、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当 が行われる日までの間に、当会社がD種優先株式を取 得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係 る剰余金の配当を行うことを要しない。

- ② ある事業年度において、D種優先株主等に対して 支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積 未払D種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に 係るD種優先配当金額に達しないときは、その不足 額(以下「未払D種優先配当金」という。)は翌事 業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払D 種優先配当金(以下「累積未払D種優先配当金」と いう。)を、第11条の20に定める支払順位に従 い、D種優先株主等に対して支払うものとする。
- ③ 当会社は、D種優先株主等に対して、D種優先配 当金及び累積未払D種優先配当金の合計額を超えて 剰余金の配当は行わない。

## (D種期中優先配当金)

第11条の12 当会社は、第43条第2項又は第3項 の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配 当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に 記録されたD種優先株主等に対して、第11条の20 に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、 D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出 した金額について、当該期中配当基準日の属する事業 年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2022 年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種 優先株式の発行日)(同日を含む。)から当該期中配当 基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、3 65日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は3 66日)で除した額(ただし、除算は最後に行い、円 単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四 捨五入する。) の金銭による剰余金の配当(以下「D種 期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期 中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配 当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支 払ったときは、その合計額を控除した額とする。ま た、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる 日までの間に、当会社がD種優先株式を取得した場 合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係 る期中配当を行うことを要しない。

## 変 更 案

計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、 当該配当の基準日の属する事業年度において、第11 条の12に定めるD種期中優先配当金を支払ったとき は、その合計額を控除した額を支払うものとする。ま た、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当 が行われる日までの間に、当会社がD種優先株式を取 得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係 る剰余金の配当を行うことを要しない。

- ② ある事業年度において、D種優先株主等に対して 支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積 未払D種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に 係るD種優先配当金額に達しないときは、その不足 額(以下「未払D種優先配当金」という。)は翌事 業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払D 種優先配当金(以下「累積未払D種優先配当金」と いう。)を、第11条の29に定める支払順位に従 い、D種優先株主等に対して支払うものとする。
- ③ 当会社は、D種優先株主等に対して、D種優先配 当金及び累積未払D種優先配当金の合計額を超えて 剰余金の配当は行わない。

## (D種期中優先配当金)

第11条の12 当会社は、第43条第2項又は第3項 の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配 当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に 記録されたD種優先株主等に対して、第11条の29 に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、 D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出 した金額について、当該期中配当基準日の属する事業 年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2022 年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種 優先株式の発行日)(同日を含む。)から当該期中配当 基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、3 65日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は3 66日)で除した額(ただし、除算は最後に行い、円 単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四 捨五入する。) の金銭による剰余金の配当(以下「D種 期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期 中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配 当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支 払ったときは、その合計額を控除した額とする。ま た、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる 日までの間に、当会社がD種優先株式を取得した場 合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係 る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

- 第11条の13 当会社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、D種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額(ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。)と読み替えて算出される。)を支払う。
  - ② D種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産 の分配は行わない。

#### (金銭を対価とする償還請求権)

- 第11条の14 D種優先株主は、D種優先株式の発行 目から8年経過後かつC種優先株式の発行済株式(当 会社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当 会社に対し、分配可能額を取得の上限として、D種優 先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付す ることを請求すること(以下本章において「償還請 求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以 下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求 日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い 取得手続を行うものとし、請求のあったD種優先株式 の一部のみしか取得できないときは、比例按分その他 取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決 定する。
  - ② D種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式によって算定される基本償還価額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

## (基本償還価額算式)

基本償還価額=1,000,000円+累積未払D 種優先配当金+経過優先配当金相当額

「累積未払D種優先配当金」とは、償還請求日における累積未払D種優先配当金の額とする。

「経過優先配当金相当額」とは、償還請求日において、償還請求日の属する事業年度の初日(ただし、 償還請求日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日)(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の実日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366)で除して得られる額をいう。ただし、償還請

#### 変 更 案

(残余財産の分配)

- 第11条の13 当会社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主等に対して、<u>第11条の29</u>に定める支払順位に従い、D種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額(ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。)と読み替えて算出される。)を支払う。
  - ② D種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産 の分配は行わない。

#### (金銭を対価とする償還請求権)

- 第11条の14 D種優先株主は、D種優先株式の発行日から8年経過後かつC種優先株式及びE種優先株式の発行済株式(当会社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったD種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。
  - ② D種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式によって算定される基本償還価額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

## (基本償還価額算式)

基本償還価額=1,000,000円+累積未払D 種優先配当金+経過優先配当金相当額

「累積未払D種優先配当金」とは、償還請求日における累積未払D種優先配当金の額とする。

「経過優先配当金相当額」とは、償還請求日において、償還請求日の属する事業年度の初日(ただし、 償還請求日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日)(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の実日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366)で除して得られる額をいう。ただし、償還請

求日の前日までに、当該事業年度中の日を基準日と してD種優先株主又はD種優先株式登録質権者に対 し剰余金の配当を行ったときは、かかる配当の累積 額を控除した額とする。

③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、D種優先 株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したとき に発生する。

## 変 更 案

求日の前日までに、当該事業年度中の日を基準日と してD種優先株主又はD種優先株式登録質権者に対 し剰余金の配当を行ったときは、かかる配当の累積 額を控除した額とする。

③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、D種優先 株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したとき に発生する。

#### (金銭を対価とする取得条項)

第11条の15 当会社は、C種優先株式の発行済株式 (当会社が有するものを除く。)が存しないときに限 り、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以 下、本条において「強制償還日」という。)の到来を もって、D種優先株式の全部又は一部を、分配可能額 を取得の上限として、金銭と引換えに取得することが できる。D種優先株式の一部を取得するときは、比例 按分その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法 による。D種優先株式1株当たりの取得価額は、第1 1条の14に定める基本償還価額相当額(ただし、基 本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式 における「償還請求日」を「強制償還日」と読み替え て算出される。)とする。

#### (金銭を対価とする取得条項)

第11条の15 当会社は、C種優先株式及びE種優先 株式の発行済株式(当会社が有するものを除く。)が存 しないときに限り、いつでも、当会社の取締役会が別 に定める日(以下、本条において「強制償還日」とい う。)の到来をもって、D種優先株式の全部又は一部 を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに 取得することができる。D種優先株式の一部を取得す るときは、比例按分その他取締役会決議に基づき定め る合理的な方法による。D種優先株式1株当たりの取 得価額は、第11条の14に定める基本償還価額相当 額(ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基 本償還価額算式における「償還請求日」を「強制償還 日」と読み替えて算出される。)とする。

## (普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の16 D種優先株主は、D種優先株式の発行 日から1年経過後いつでも、本条所定の条件に従っ て、当会社に対し、その有するD種優先株式の全部又 は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付するこ とを請求(以下本条において「転換請求」といい、転 換請求がなされた日を「転換請求日」という。)するこ とができる。

## ② 取得と引換えに交付すべき財産

1. 本条に基づき、当会社がD種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

## (算式)

D種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の 普通株式の数

= D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の 数×第11条の14第2項に定める基本償還価額 相当額(ただし、基本償還価額相当額は、同項に

## (普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の16 D種優先株主は、D種優先株式の発行日から1年経過後いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求(以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。)することができる。

## ② 取得と引換えに交付すべき財産

1. 本条に基づき、当会社がD種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

## (算式)

D種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の 普通株式の数

= D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の 数×第11条の14第2項に定める基本償還価額 相当額(ただし、基本償還価額相当額は、同項に

定める基本償還価額算式における「償還請求日」 を「転換請求日」と読み替えて算出される。)÷ 転換価額

#### 2. 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は206円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日(以下本条においてそれぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の90%に相当する金額(以下本条において「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が、当初転換価額の150%(以下本条において「上限転換価額」という。)を上回るときは、修正後転換価額は上限転換価額とし、当初転換価額の75%(以下本条において「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記へにより調整された場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

#### ハ 転換価額の調整

(a) 当会社は、D種優先株式の発行後、下記 (b)に掲げる各事由により普通株式数に変更 を生じる場合又は変更を生じる可能性がある 場合は、次に定める算式(以下、本条におい て「転換価額調整式」という。)をもって転 換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を 含む。)を調整する。

#### 調整後転換価額

=調整前転換価額× (既発行普通株式数+ ((交付普通株式数×1株当たりの払込金額) ÷時価)) ÷ (既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない

### 変 更 案

定める基本償還価額算式における「償還請求日」 を「転換請求日」と読み替えて算出される。)÷ 転換価額

#### 2. 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は206円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日(以下本条においてそれぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の90%に相当する金額(以下本条において「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が、当初転換価額の150%(以下本条において「上限転換価額」という。)を上回るときは、修正後転換価額の75%(以下本条において「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立 つ30連続取引日の東証における普通株式の普 通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平 均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数 第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入 する。)とする。

#### ハ 転換価額の調整

(a) 当会社は、D種優先株式の発行後、下記 (b)に掲げる各事由により普通株式数に変更 を生じる場合又は変更を生じる可能性がある 場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記口に基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

#### 調整後転換価額

=調整前転換価額×(既発行普通株式数+ ((交付普通株式数×1株当たりの払込金 額) ÷時価)) ÷ (既発行普通株式数+交付 普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式 数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の 各取引に係る基準日が定められている場合は その日、また当該基準日が定められていない

場合は、調整後の転換価額を適用する日の1 か月前の日における、当会社の発行済普通株 式数から当該日における当会社の有する普通 株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下 記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみな された普通株式のうち未だ交付されていない 普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式 数」は、普通株式の株式分割が行われる場合 には、株式分割により増加する普通株式数

(基準日における当会社の有する普通株式に 関して増加した普通株式数を含まない。)と し、普通株式の併合が行われる場合には、株 式の併合により減少する普通株式数(効力発 生日における当会社の有する普通株式に関し て減少した普通株式数を含まない。)を負の 値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払 込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金 額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合 には適正な評価額、無償割当ての場合は0円 とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0 円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付 株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付 に際して払込みその他の対価関係にある支払 がなされた額(時価を下回る対価をもって普 通株式の交付を請求できる新株予約権の場合 には、その行使に際して出資される財産の価 額を加えた額とする。)から、その取得、転 換、交換又は行使に際して取得請求権付株式 等の所持人に交付される普通株式以外の財産 の価額を控除した金額を、その取得、転換、 交換又は行使に際して交付される普通株式の 数で除した金額 (下記(b)(iii)において「対 価」という。)とする。

- (b) 転換価額調整式により D種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払 込金額をもって普通株式を交付する場合 (無償割当ての場合を含む。)(ただし、 当会社の交付した取得請求権付株式、取 得条項付株式若しくは取得条項付新株予 約権(新株予約権付社債に付されたもの を含む。以下本ハにおいて同じ。)の取得 と引換えに交付する場合、普通株式の交 付を請求できる新株予約権(新株予約権

## 変 更 案

場合は、調整後の転換価額を適用する日の1 か月前の日における、当会社の発行済普通株 式数から当該日における当会社の有する普通 株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下 記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみな された普通株式のうち未だ交付されていない 普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式 数」は、普通株式の株式分割が行われる場合 には、株式分割により増加する普通株式数 (基準日における当会社の有する普通株式に 関して増加した普通株式数を含まない。)と

関して増加した普通株式数を含まない。) とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数 (効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。) を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払 込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金 額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合 には適正な評価額、無償割当ての場合は0円 とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0 円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付 株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付 に際して払込みその他の対価関係にある支払 がなされた額(時価を下回る対価をもって普 通株式の交付を請求できる新株予約権の場合 には、その行使に際して出資される財産の価 額を加えた額とする。) から、その取得、転 換、交換又は行使に際して取得請求権付株式 等の所持人に交付される普通株式以外の財産 の価額を控除した金額を、その取得、転換、 交換又は行使に際して交付される普通株式の 数で除した金額 (下記(b)(iii)において「対 価」という。)とする。

- (b) 転換価額調整式により D種優先株式の転 換価額の調整を行う場合及びその調整後の転 換価額の適用時期については、次に定めると ころによる。
  - (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払 込金額をもって普通株式を交付する場合 (無償割当ての場合を含む。)(ただし、 当会社の交付した取得請求権付株式、取 得条項付株式若しくは取得条項付新株予 約権(新株予約権付社債に付されたもの を含む。以下本ハにおいて同じ。)の取得 と引換えに交付する場合、普通株式の交 付を請求できる新株予約権(新株予約権

付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分 割のための基準日の翌日以降これを適用 する。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式 若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合 (無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合 (無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第25回新株予約権及び C種優先株式の発行を除く。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下本条において「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

## 変 更 案

付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分 割のための基準日の翌日以降これを適用 する。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式 若しくは取得条項付新株予約権であっ て、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定 める時価を下回る対価をもって普通株式 を交付する定めがあるものを交付する場 合 (無償割当ての場合を含む。)、又は下 記(c)(ii)に定める時価を下回る対価を もって普通株式の交付を請求できる新株 予約権その他の証券若しくは権利を交付 する場合(無償割当ての場合を含むが、 当会社又はその関係会社の取締役その他 の役員又は使用人に新株予約権を割り当 てる場合、及び第25回新株予約権及び C種優先株式の発行並びに第28回新株 予約権及びE種優先株式の発行を除く。) 調整後の転換価額は、交付される取得請 求権付株式、取得条項付株式若しくは取 得条項付新株予約権、又は新株予約権そ の他の証券若しくは権利(以下本条にお いて「取得請求権付株式等」という。)の 全てが当初の条件で取得、転換、交換又 は行使され普通株式が交付されたものと みなして転換価額調整式を準用して算出 するものとし、交付される日又は無償割 当ての効力発生日の翌日以降これを適用 する。ただし、普通株主に取得請求権付 株式等の割当てを受ける権利を与えるた め又は無償割当てのための基準日がある 場合は、その日の翌日以降これを適用す

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力 発生日以降これを適用する。
- (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
  - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 30連続取引日の東証における普通株式 の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。 円単位未満小数第2位まで算出し、その 小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
  - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後 転換価額と調整前転換価額との差額が1円未 満の場合は、転換価額の調整は行わないもの とする。ただし、本(e)により不要とされた

#### 変 更 案

る。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力 発生日以降これを適用する。
- (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
  - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 30連続取引日の東証における普通株式 の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。 円単位未満小数第2位まで算出し、その 小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
  - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後 転換価額と調整前転換価額との差額が1円未 満の場合は、転換価額の調整は行わないもの

	t. — .t.
現行定款	変更案
調整は繰り越されて、その後の調整の計算に	とする。ただし、本(e)により不要とされた
おいて斟酌される。	調整は繰り越されて、その後の調整の計算に
(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整	おいて斟酌される。
を行うときは、当会社は、あらかじめ書面に	(f) 上記(a) ないし(e) により転換価額の調整
よりその旨並びにその事由、調整前の転換価	を行うときは、当会社は、あらかじめ書面に
額、調整後の転換価額及びその適用の日その	よりその旨並びにその事由、調整前の転換価
他必要な事項を株主名簿に記録された各D種	額、調整後の転換価額及びその適用の日その
優先株主に通知する。ただし、その適用の日	他必要な事項を株主名簿に記録された各D種
の前日までに前記の通知を行うことができな	優先株主に通知する。ただし、その適用の日
いときは、適用の日以降速やかにこれを行	の前日までに前記の通知を行うことができな
う。	いときは、適用の日以降速やかにこれを行
	う。
③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、D種優先	
株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したとき	③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、D種優先
に発生する。	株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したとき
	に発生する。
第11条の17~第11条の19(条文省略)	第11条の17~第11条の19 (現行どおり)
(新 設)	第2章の4 E種優先株式
(新 設)	   (E種優先配当金)
	第11条の20 当会社は、第43条第1項の規定に従
	い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をする
	ときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録さ
	れたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株
	主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以
	下「E種優先株式登録質権者」といい、E種優先株主
	と併せて「E種優先株主等」という。)に対し、第11
	条の29に定める支払順位に従い、E種優先配当金と
	して、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込
	金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、
	当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日
	(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2026年3
	月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先
	株式の発行日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当
	の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、
	1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む
	場合は366日)として日割計算により算出される金
	額(以下「E種優先配当金額」という。)を支払う(た
	だし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで
	計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、
	当該配当の基準日の属する事業年度において、第11
	条の21に定めるE種期中優先配当金を支払ったとき
	は、その合計額を控除した額を支払うものとする。ま
	た、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当
	が行われる日までの間に、当会社がE種優先株式を取
	得した場合、当該E種優先株式につき当該基準日に係

る剰余金の配当を行うことを要しない。

現行定款	変更案
九 11 足 林	変 史 采 ② ある事業年度において、E種優先株主等に対して支
	払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払
	E種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に係るE種
	優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下
	「未払E種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に
	累積する。当会社は、累積した未払E種優先配当金
	(以下「累積未払E種優先配当金」という。)を、第1
	1条の29に定める支払順位に従い、E種優先株主等
	に対して支払うものとする。
	③ 当会社は、E種優先株主等に対して、E種優先配当
	金及び累積未払E種優先配当金の合計額を超えて剰余
	 金の配当は行わない。
(新 設)	<u>(E種期中優先配当金)</u>
	第11条の21 当会社は、第43条第2項又は第3項
	の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配
	当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に
	記録されたE種優先株主等に対して、第11条の29
	に定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、
	<u>E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出</u>
	した金額について、当該期中配当基準日の属する事業
	年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2022
	年6月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種
	優先株式の発行日)(同日を含む。)から当該期中配当
	基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、3
	65日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は3
	66日)で除した額(ただし、除算は最後に行い、円
	単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四
	捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「E種
	期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中電力と其準日の屋土を東帯矢房によりて、米芸期中間
	中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配
	当までの間に、本条に定めるE種期中優先配当金を支 払ったときは、その合計額を控除した額とする。ま
	<u>払ったときは、その合計額を控除した額とする。ま</u> た、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる
	日までの間に、当会社がE種優先株式を取得した場
	合、当該E種優先株式につき当該期中配当基準日に係
	□、ヨ欧巨性優光体代にプラヨ欧州中配ヨ <u>季平日に</u> る期中配当を行うことを要しない。
	w/#1   H□ → C   11 / C   C   Ø   U   0
(新 設)	
	第11条の22 当会社は、残余財産を分配するとき
	は、E種優先株主等に対して、第11条の29に定め
	る支払順位に従い、E種優先株式1株当たり、第11
	条の23第2項に定める基本償還価額相当額から、同
	項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、
	基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定
	める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償
	還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行
	<u>われる日をいう。以下本章において同じ。)と、「償還</u>

現 行 定 款	変 更 案
	請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当
	金」(残余財産分配日までの間に支払われたE種優先配
	当金(残余財産分配日までの間に支払われたE種期中
	優先配当金及び累積未払E種優先配当金を含む。)の支
	払金額をいう。) と読み替えて算出される。) を支払
	<u>う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたっ</u>
	て支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそ
	れぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を
	基本償還価額相当額から控除する。
	② E種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の
	分配は行わない。
(新 設)	(金銭を対価とする償還請求権)
	第11条の23 E種優先株主は、いつでも、当会社に
	対し、分配可能額を取得の上限として、E種優先株式
	の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付すること
	を請求すること(以下本章において「償還請求」とい
	う。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請
	求がなされた日を本章において「償還請求日」とい
	う。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続 を行うものとし、請求のあったE種優先株式の一部の
	みしか取得できないときは、比例按分その他取締役会
	の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。
	② E種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価
	額から、控除価額を控除して算定するものとし、これ
	らの価額は、以下の算式によって算定される。ただ
	し、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計
	算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の
	算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回に
	わたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先
	額を基本償還価額から控除する。
	(基本償還価額算式)
	基本償還価額=1,000,000円×(1+0.0
	3) p+q/365
	E種優先株式の発行日(同日を含む。)から償還請求日
	(同日を含む。) までの期間に属する日数を「p 年と q
	月」とし、「p+q/365」は「(1+0.03)」の指数を
	表す。ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は「3
	<u>65」を「366」とする。</u>
	控除価額=償還請求前支払済優先配当金×(1+0.0
	3) z+w/365
	「償還請求前支払済優先配当金」とは、E種優先株式の
	発行日以降に支払われたE種優先配当金(償還請求日
	までの間に支払われたE種期中優先配当金及び累積未
	払E種優先配当金を含む。)の支払金額とする。
	償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。) か
	ら償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の

現行定款	変更案
	日数を「z年とw日」とし、「z+w/365」は「(1+0.
	03)」の指数を表す。ただし、当該事業年度に閏日を
	含む場合は「365」を「366」とする。
	③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、E種優先株
	式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発
	<u>生する。</u>
(新 設)	(金銭を対価とする取得条項)
	第11条の24 当会社は、E種優先株式の発行日の6
	年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会が別に
	定める日(以下、本条において「強制償還日」とい
	う。)の到来をもって、E種優先株式の全部又は一部
	を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに
	取得することができる。E種優先株式の一部を取得す
	るときは、比例按分その他取締役会決議に基づき定め
	る合理的な方法による。E種優先株式1株当たりの取
	得価額は、第11条の23に定める基本償還価額相当
	額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額
	<u>(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額</u>
	は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式
	における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請
	求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配
	当金」(強制償還日までの間に支払われたE種優先配当
	金(強制償還日までの間に支払われたE種期中優先配
	当金及び累積未払E種優先配当金を含む。)の支払金額
	をいう。)と読み替えて算出される。)とする。
	なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって
	支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金の それぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額
(新 設)	<u>を基本償還価額相当額から控除する。</u> (普通株式を対価とする取得請求権)
(材) 成/	(音曲体氏を対面とする取得調水権)   第11条の25   E種優先株主は、E種優先株式の発行
	日の1年6か月後の応当日以降いつでも、本条所定の
	条件に従って、当会社に対し、その有するE種優先株
	式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を
	交付することを請求(以下本条において「転換請求」
	といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」とい
	う。) することができる。
	② 取得と引換えに交付すべき財産
	1. 本条に基づき、当会社がE種優先株主に対し対価と
	して交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法
	により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最
	後に行い、E種優先株主に対して交付することとなる
	普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを
	切り捨て、金銭による調整は行わない。
	(算式)
	<u>E種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株</u>
	式の数
	= E種優先株主が取得を請求したE種優先株式の数×第

現行定款 変更案

11条の23第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたE種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたE種期中優先配当金及び累積未払E種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額

## 2. 転換価額

## イ 転換価額

転換価額は83円とする。

## ロ 転換価額の調整

(a) 当会社は、E種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

## 調整後転換価額

- 三調整前転換価額×(既発行普通株式数+((交付普通株式数×1株当たりの払込金額) ÷時価)) ÷ (既発行普通株式数+交付普通株式数)
- 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められていている場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。
- 転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。
- 転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を

現 行 定 款	変 更 案
	下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株
	予約権の場合には、その行使に際して出資される財産
	の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交
	換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交
	付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額
	を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付され
	る普通株式の数で除した金額 (下記(b)(iii)及び(d)に
	おいて「対価」という。)とする。
	(b) 転換価額調整式により E 種優先株式の転換価額の調
	整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期に
	ついては、次に定めるところによる。
	(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもっ
	て普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含
	む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、
	取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株
	予約権付社債に付されたものを含む。以下本口におい
	て同じ。)の取得と引換えに交付する場合、普通株式の
	交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付
	されたものを含む。以下本口において同じ。)その他の
	証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付す
	る場合、又は当会社又はその関係会社(財務諸表等の
	用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に
	定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の
	役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行
	<u>うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。)</u>
	調整後の転換価額は、払込期日 (募集に際して払込期間
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用す
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用す
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又 は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用す る。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを 受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準 日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又 は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを 受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準 日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又 は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを 受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準 日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当て
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準目がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準目がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締
	が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる

株予約権その他の証券若しくは権利(以下本条において「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条

TH 仁	$\rightarrow$	士人	र्गाः	田	#
現 行		款	変	更	案

件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- 上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して 交付される普通株式の対価が上記の時点で確定してい ない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時 点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該 対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使さ れ普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整 式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した 日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 普通株式の併合をする場合
- 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満 小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨て る。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換 価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証にお ける普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含 む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小 数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入す る。)とする。
- (d) 当会社は、E種優先株式の発行後、下記(e)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、普通株式の交付における払込金額又は取得請求権付株式等に係る対価が、下記(e)において調整後の転換価額の適用時期として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額を当該払込金額又は当該対価と同額に調整する。
- (e) 上記(d)によりE種優先株式の転換価額の調整を行う 場合及びその調整後の転換価額の適用時期について は、次に定めるところによる。
- (i) 普通株式を交付する場合(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)
- 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間 が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)の 翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主 に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準

現行定款	変更案
	日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
	(ii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条
	項付新株予約権であって、その取得と引換えに普通株
	式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割
	当ての場合を含む。)、又は普通株式の交付を請求でき
	る新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場
	合 (無償割当ての場合を含むが、第 28 回新株予約権の
	- 発行を除く。)_
	調整後の転換価額は、取得請求権付株式等が交付される
	日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用
	する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当
	てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための
	基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用す
	<u> </u>
	(f) 上記(a)及び(d)のいずれにも該当する場合、調整後
	の転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換
	価額を調整する。
	(g) 上記(b)、(d)及び(e)に定める転換価額の調整を必
	要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると
	当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社
	は、必要な転換価額の調整を行う。
	(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収
	分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承
	継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式
	会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調
	整を必要とするとき。
	(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発
	生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に
	当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響
	を考慮する必要があるとき。
	(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又
	は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の
	調整を必要とするとき。
	(h) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と
	調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価
	額の調整は行わないものとする。ただし、本(h)により
	不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計
	算において斟酌される。
	(i) 上記(a)ないし(h)により転換価額の調整を行うとき
	は、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにそ
	の事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びそ
	の適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された
	各E種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の
	前日までに前記の通知を行うことができないときは、
	適用の日以降速やかにこれを行う。

生する。

③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、E種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(議決権)
	第11条の26 E種優先株主は、法令に別段の定めが
	ある場合を除き、株主総会において議決権を有しな
	<u> </u>
(新 設)	(株式の併合又は分割等)
	第11条の27 法令に別段の定めがある場合を除き、
	E種優先株式について株式の併合又は分割は行わな
	い。E種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権
	の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権
	<u>の無償割当てを行わない。</u>
(新 設)	(E種優先株式に係る譲渡制限)
	第11条の28 当会社のE種優先株式を譲渡により取
	得するには、取締役会の承認を得なければならない。
第2章の <u>4</u> 優先順位	第2章の <u>5</u> 優先順位
(優先順位)	(優先順位)
第11条の <u>20</u> C種優先株式の優先配当金、D種優先	第11条の <u>29</u> C種優先株式の優先配当金、D種優先
株式の優先配当金、累積未払C種優先配当金、累積未	株式の優先配当金、 <u>E種優先株式の優先配当金、</u> 累積
払D種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及	未払C種優先配当金、累積未払D種優先配当金、 <u>累積</u>
び登録株式質権者(普通株主及び普通株式の登録株式	未払E種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主
質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)を含む	及び登録株式質権者(普通株主及び普通株式の登録株
がこれに限られない。) に対する剰余金の配当の支払順	式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)を含
位は、累積未払C種優先配当金を第1順位、C種優先	むがこれに限られない。) に対する剰余金の配当の支払
株式の優先配当金を第2順位、累積未払D種優先配当	順位は、累積未払C種優先配当金 <u>及び累積未払E種優</u>
金を第3順位、D種優先株式の優先配当金を第4順	<u>先配当金</u> を第1順位、C種優先株式の優先配当金 <u>及び</u>
位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者	<u>E種優先株式の優先配当金</u> を第2順位、累積未払D種

- (普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限 られない。) に対する剰余金の配当を第5順位とする。 ② C種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の 株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係 る残余財産の分配の支払順位は、C種優先株式に係 る残余財産の分配を第1順位、D種優先株式に係る 残余財産の分配を第2順位、その他の種類の株式 (普通株式を含むがこれに限られない。) に係る残
- ③ 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う 額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配 を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順 位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために 必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の 配当又は残余財産の分配を行う。

余財産の分配を第3順位とする。

- 優先配当金を第3順位、D種優先株式の優先配当金を 第4順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質 権者(普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれ に限られない。) に対する剰余金の配当を第5順位とす る。
- ② C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及び その他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限ら れない。) に係る残余財産の分配の支払順位は、C 種優先株式及びE種優先株式に係る残余財産の分配 を第1順位、D種優先株式に係る残余財産の分配を 第2順位、その他の種類の株式(普通株式を含むが これに限られない。) に係る残余財産の分配を第3 順位とする。
- ③ 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う 額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配 を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順 位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために 必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の 配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株主総会

第3章 株主総会

現 行 定 款	変 更 案
第12条~第17条の2(条文省略)	第12条〜第17条の2(現行どおり)
第4章 取締役	第4章 取締役
第18条~第20条(条文省略)	第18条〜第20条(現行どおり)
第5章 取締役会	第5章 取締役会
第21条~第28条(条文省略)	第21条〜第28条(現行どおり)
第6章 監査役及び監査役会	第6章 監査役及び監査役会
第29条~第37条(条文省略)	第29条〜第37条(現行どおり)
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
第38条~第41条(条文省略)	第38条〜第41条(現行どおり)
第8章 計 算	第8章 計 算
第42条〜第44条(条文省略)	第42条〜第44条(現行どおり)

以 上